

運送請求票に記載する事項は次のとおりです。

- 1 運送手段
- 2 避難住民地区番号
- 3 避難住民数
- 4 発地・着地
- 5 乗車可能日時、必要に応じ希望到着日時
- 6 食品・衛生に関する事項
- 7 必要とする補給拠点業務

県（企画部）は、各市町村の運送請求票に基づき、運送機関と調整して運送力配分計画を作成し、同計画をもって市町村に、避難方法等を指示します。

ウ 交通規制の実施

警察、県（県土整備部）は、交通規制計画に基づき以下のとおり交通規制を実施します。

(ア) 交通規制の実施（交通検問所）

警察と県（県土整備部）は、交通規制計画に基づき交通検問所を設置し、次の業務を行うこととされています。

- 1 緊急通行車両の申請受付、確認
- 2 通行車両の確認、誘導
- 3 運送状況の把握、報告
- 4 交通規制の広報の手段
- 5 交通情報の収集と提供

(イ) 交通技術指導所の設置

県（県土整備部）は、主要な橋梁、トンネル及び危険箇所交通技術指導所を設置し、通過車両に対して通過要領等の技術指導を実施し、警察の行う交通規制の技術的援助を行うこととされています。

町長（総務部 [広報班]、土木部 [建設班]）は、情報の提供など交通規制を支援するとともに、交通規制などの情報について住民へ周知します。

(7) 高齢者、障害者、乳幼児等の運送

ア 特別の運送方法を必要とする災害時要援護者の運送

重篤患者など特別の運送方法を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等の運送については、県（福祉保健部）があらかじめ定める高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る基準に基づき、一元的に実施することとされています。

町長（福祉部 [福祉班]）は、県が定める高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る基準により、医師の意見を聞くなどして運送対象者を決定し、高齢者、障害者、乳幼児等運送請求票により県（福祉保健部）へ運送を請求します。

県（福祉保健部）は、市町村から提出される運送請求票に基づき、高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る計画を作成するとともに、運送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備することとされています。

町長（福祉部 [福祉班]）は、車両等による地上運送により運送対象者を高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る計画に示された地点まで運送します。

イ 運送の方法

運送は、①車両、列車等による地上運送、②船舶による海上運送、③航空機による航空運送により実施することとされています。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等を検討

し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な運送を行うこととされています。

ウ その他の災害時要援護者の運送

基準に満たない高齢者、障害者等については、町長（福祉部[福祉班]）が消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難住民の誘導を実施します。

この際、必要に応じ優先避難、専用車両等の手配等を計画、実施します。

3 衛生

県、町は傷病者を的確かつ迅速に治療・搬送するとともに、避難住民等の健康維持に努めます。

(1) 衛生支援組織の構成

県は、以下のとおり衛生支援組織を設けることとされています。

ア 衛生支援組織は、臨時医療施設及び病院等医療機関をもって構成することとされています。

イ 臨時医療施設の設置

県（福祉保健部）は、必要に応じ、要避難地域（避難の経路にある地域を含む。）及び避難先地域に臨時医療施設を設置することとされています。

臨時医療施設においては、応急医療、適切なトリアージを実施し、より高度な専門治療が必要な場合は、病院等の医療機関に搬送を行うこととされています。

ウ 救護班の編成、派遣

第一線救護及び臨時医療施設においては、救護班が治療に当たることとされています。

救護班は、知事（福祉保健部）が、県医師会等と連絡調整を行った上で、要請を行った医療関係者等で編成され、各衛生支援組織へ派遣されることとされています。

町長（福祉部[福祉班]）は、県との連絡調整、町内における衛生支援組織の設置、維持、運営の支援などを行います。

(2) 治療、搬送

ア 治療

県は、以下の体系により傷病者の治療措置を実施することとされています。

治療区分	地域別	第一線救護	臨時医療施設	病院治療
	能力別	救急処置	応急治療	専門治療
治療地域等		要避難地域	緊急物資集積地域	病院
治療のねらい		生命の救急	病院治療との中継	患者の完全な回復

町長（福祉部[福祉班]）は、第一線救護、臨時医療施設救護を支援するとともに、県（福祉保健部）に対し情報を提供し、また、町内の状況に基づいて必要な要請、連絡調整を実施します。

また、町立病院において病院治療を実施します。

イ 搬送

(ア) 搬送の要領

傷病者等の搬送については、傷病者等に最適の治療を加えることを目的とし、適切なトリアージにより不要・不急の搬送を避けるとともに、中継の減少、適切な患者規制等により能率的に業務を行うこととされています。

(イ) 傷病者の搬送

傷病者の搬送手段については、県が道路、鉄道、船舶、航空のうち、事態の状況、患者

の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等、病状に影響を与えず、最も安全かつ迅速かつ能率的な手段を選択することとされています。

a 消防機関による救急搬送

消防機関は、第一報を受けて直ちに救急車等による救急搬送を開始するとともに、武力攻撃災害等の規模が大きく、単独で対応できない可能性がある場合は、あらかじめ他の消防機関に応援を要請することとされています。

b 県等による搬送支援

県（防災局、福祉保健部）は、消防防災ヘリの派遣、受入病院の調整など、搬送を支援することとされています。

搬送手段が不足する場合は、国等へ確保を依頼するほか、県が所有する一般車両等、利用可能なあらゆる搬送手段を利用することとされています。

また、県警察本部は、武力攻撃災害現場の立入制限、主要搬送ルート of 交通規制などにより迅速な搬送を支援することとされています。

(ウ) 特殊災害における傷病者の搬送

NBCR災害など特殊災害発生時における傷病者の搬送については、県（防災局、福祉保健部）の調整のもと消防、警察、自衛隊などと連携して対処します。

町長（総務部[防災班]）は、安全を確認した上で武力攻撃災害現場に消防団などを派遣し、応急治療、消防機関の活動支援を実施するとともに、情報を収集し、県、関係機関・団体へ提供します。

なお、搬送能力が不足する場合は、警察誘導による町の所有に属する車両等、利用可能なあらゆる搬送手段の利用を検討します。

(3) 防疫

県（福祉保健部）は、衛生支援組織と連携し、予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療等を行い、以下のとおり感染症及び食中毒を予防することとされています。

ア 防疫体制

(ア) 予防

県、町は、適切な健康管理、特に環境衛生業務の実施及び個人衛生の徹底並びに防疫情報の収集、その他の確な予防措置により感染症、食中毒の発生を未然に防止します。

(イ) 拡大防止

感染症、食中毒の発生に際しては、初動を重視し、病原体検査、消毒、隔離及び診療等の手段を尽くして蔓延を防止します。

イ 感染症発生状況に応じた防疫

状況	防疫
恒常予防	常時行う防疫業務で、健康管理に関する諸施策が主体となります。
第1期防疫	避難所の近傍又は交通連絡の多い地域に感染症が流行した場合に実施します。 避難住民の消毒及び健康診断、衛生指導、食品衛生検査の強化、流行地域への立入制限、予防接種等を行います。
第2期防疫	避難所に感染症が散発した場合に実施します。 健康診断、病原体検査、消毒、隔離、防疫班の編制、予防接種等のほか疫学調査を行います。
第3期防疫	避難所に感染症が集中的に発生した場合、強烈的な感染症が発生した場合、厚生労働大臣が指定感染症を指定した場合に実施します。 第1期防疫及び第2期防疫の処置を強化して行います。

町長（福祉部[福祉班]）は、県と連携し、以下のとおり防疫業務を実施、支援します。

- ア 町内の各地区、避難所、医療機関等の感染症情報などを収集し、県（福祉保健部）へ報告するとともに必要な要請を行います。
- イ 県と協力して予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療等を支援、実施するとともに、住民への広報などを行います。
- ウ 町管理の上下水道の水質検査、消毒などを実施するとともに、廃棄物処理、し尿処理などについて衛生を確保し、感染症の発生などを防ぎます。
- エ 町立病院において、予防、診療などを実施します。

(4) 医療の確保

医療の確保については、原則として、県（福祉保健部）が指定（地方）公共機関である医療事業者・団体を中心に一元的に運用し、以下のとおり臨時医療施設の設置、救護班の編成、派遣、受入病院の調整、応援の要請等を実施することとされています。

ア 医療実施の要請

知事（福祉保健部）は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、次に示す医療関係者に対し医療を行うよう要請します。

要請に当たっては、医療を実施する場所、期間、被害状況、交通状況、必要な活動の種類等必要な事項を示します。

医療関係者（法85、令18）	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士
----------------	--

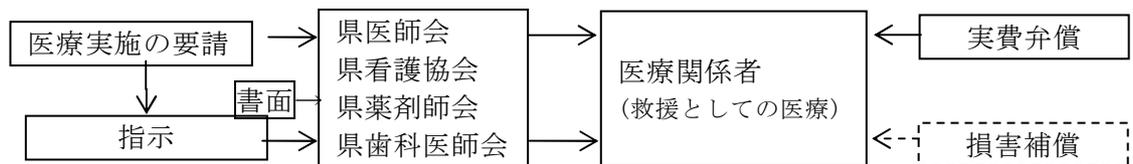
イ 医療実施の指示

医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときで、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときは、知事（福祉保健部）は医療関係者に対し、書面により医療を行うべきことを指示します。

ウ 医療関係者の安全配慮

知事（福祉保健部）は、医療実施の要請、指示を行う場合は、安全情報の提供、適切な避難措置等により医療関係者の安全を確保します。

エ 県による医療の確保の一般要領



オ 指定(地方)公共機関による医療の実施

医療実施機関である指定（地方）公共機関は、あらかじめ定めた自らの国民保護業務計画に基づき医療業務を行うこととされています。

町長（福祉部[福祉班]）は、以下のとおり医療の確保を支援、要請します。

- ア 町内の医療情報などを収集し、県（福祉保健部）へ報告するとともに必要な要請を行います。
- イ 町立病院において患者の受入れ、救護班の編成、派遣、医薬品、医療用資機材の貸与などを実施します。
- ウ 町内の医療機関だけでは十分な医療が確保できないおそれがある場合は、速やかに県（福祉保険部）へ状況を報告し、必要な要請を行います。
- エ N B C R災害など特殊災害発生時における医療の確保については、県（防災局、福祉保健部、病院局）の調整のもと関係機関と連携して実施します。

(5) 健康管理

ア 健康管理の要領

県（福祉保健部）、町長（福祉部[福祉班]）は協力して、避難住民等の健康を良好に維持するため、体力、環境、疾病等の実情を把握し、これに基づいて各種施策を総合的かつ継続的に実施します。

イ 健康管理の実施

(ア) 体力増進、予防衛生、環境衛生

町長（福祉部[福祉班]）は、米子保健所等と協力して、避難住民等や避難所の状況、問題点等について県に情報提供、要請を行うとともに、健康管理上の注意事項等について住民へ周知徹底します。

(イ) メンタルヘルスケア

県（福祉保健部）は、ソーシャルワーカー、心理学者等によるメンタルヘルスケア対応チームを編成し、避難住民等や国民保護措置を実施する者のメンタルヘルスケアを実施することとされています。

町長（福祉部[福祉班]）は、メンタルヘルスケアについて住民へ周知徹底します。

(6) 廃棄物処理

ア 廃棄物処理対策

県（生活環境部）は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、以下のとおり廃棄物処理体制を整備することとされています。

(ア) 県（生活環境部）は、廃棄物関連施設等の処理能力、被害状況等を把握し、市町村の状況、要求に応じて各市町村及び関係機関・団体に広域的な応援を要請することとされています。また、応援活動の総合的な調整を行うこととされています。

(イ) 県（生活環境部）は、被害状況、避難住民等の人数などから判断して、県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県等に対し応援を要請することとされています。

町長（民生部[衛生班]）は、武力攻撃災害等や避難住民等の受入れによる廃棄物の増等について見積もりを行い、必要な場合は速やかに処理能力の強化、県（生活環境部等）に対する支援要請など、必要な措置を実施します。

イ 廃棄物処理業の許可の特例

(ア) 町長（民生部[衛生班]）は、町内に特例地域（※1）が指定された場合においては、廃棄物処理法の規定（※2）に関わらず、当該規定による許可を受けていない者に、特例基準（※3）により、廃棄物の収集、運搬又は処分を発注します（法 124③）。

(イ) 町長（民生部[衛生班]）は、廃棄物の収集・運搬・処分業者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を指示します（法 124④）。

※1 特例地域＝廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として環境大臣が指定した地域（法 124①）。

※2 廃棄物処理法の規定＝廃棄物処理法 7①本文、⑥本文、14①本文、⑥本文、14の4①本文、⑥本文の規定

※3 特例基準＝特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬、又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として環境大臣が定めた基準（法 124②）

4 施設

(1) 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等に関する方針

ア 施設及び設備の整備及び点検

町は、防災及び国民保護等の観点を念頭に置いて、その管理する施設及び設備の整備及び点検を実施するものとします。

イ 上下水道の機能性の確保

町は、管理する上下水道について、自然災害に対する既存の予防を活用するとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めます。

ウ 復旧のための各種資料等の整備等

町は、その管理する施設の迅速な復旧のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、整備、保存及びバックアップの体制を整備します。

(2) 建物

ア 建物の建設の要領

町長（民生部[民生班]、福祉部[避難所班]）は、国民保護措置上必要とする施設及び附帯施設を建設、維持します。

また、県（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）などに対し町内の被災情報、避難住民の受入状況などの情報を提供し、必要な建物を建設するよう要請します。

イ 建物の建設に関する計画

県は、建物の建設に当たり、全県的な収容施設建設計画を作成することとされています。

町長（民生部[民生班]）は、全県的な収容施設建設計画の作成に当たり県との連絡調整を行うとともに、町内における施設の建設に関する計画を作成します。

計画の作成に当たっては、状況の変化に対応できるよう、建設する施設の種類、配置等の融通性を考慮し、設計の標準化と既存施設の有効利用により、効率的な業務を行います。

ウ 町が建設し又は建設を要請する施設の種類

(ア) 避難所

(イ) 臨時医療施設

(ウ) 医療施設

(エ) 応急仮設住宅

(オ) 応急教育施設

(3) 土地

ア 土地使用の要領

県（県土整備局）は、避難住民の収容施設や臨時医療施設に必要な土地を、原則として占有者等の同意を得て、使用することとされています。（法 82）

町長（土木部[建設班]）は、候補となる土地の調査、情報提供、占有者などへの斡旋等により、土地等の使用を支援します。

また、県から救援の実施の法定委託を受けて収容施設や臨時医療施設を設置する場合、必要な土地を、原則として占有者等の同意を得て使用します。

イ 土地使用の計画

県は、土地の使用に当たっては、全県的な土地使用計画を作成することとされています。

町長（土木部[建設班]）は、全県的な土地使用計画の作成に当たり県との連絡調整を行うとともに、町内における土地の使用に関する計画を作成します。

土地の選定に当たっては、ライフラインの整備・復旧の状況に留意します。

ウ 土地の使用の一般要領

(ア) 土地の占有者等の同意

町長は、救援を行うため必要があると認めるときは、土地の占有者等に対し、土地の使

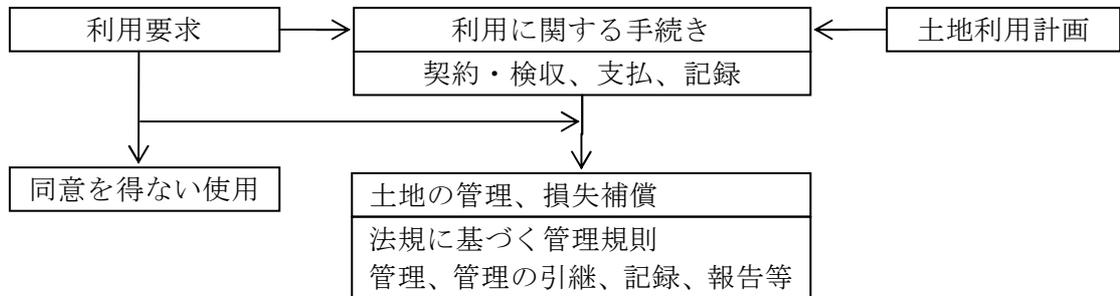
用について同意を求めます（法 82①、83）。

(イ) 同意を得ない土地の使用

町長は、土地の占有者が正当な理由がないのに同意しないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を交付して土地を使用します（法 82②、83）。

(ウ) 立入検査

知事は、土地の使用のため必要があるときは、占有者等に通知の上、職員に当該土地の立入検査を行わせます（法 84）。



(4) 避難施設の指定、管理

ア 避難施設の指定

(ア) 避難施設の指定の要領

知事（防災局）は、あらかじめ管理者の文書等による同意を得て避難施設を指定し、避難施設を確保することとされています。

町長（総務部[防災班]）は、町内の候補施設の選定などについて県（防災局）と連絡調整を行い、必要な協力を実施します。

(イ) 避難施設に備えるべき要件等

避難施設が備えるべき要件等については、以下のとおりです。

要件	内容
安全性	① 火災に対する安全性（避難施設消防基準） 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難施設内で人体の安全を確保するため、輻射熱の影響も考慮して、ある程度以上の広さの空地を有すること。 ② 洪水、高潮に対する安全性 沿岸部及び河川の流域にあっては、洪水、高潮による危険性を考慮し、ある程度標高が高い地域であること。 ③ 土砂災害に対する安全性 傾斜地の付近にあっては、土砂災害の危険性を考慮し、ある程度急傾斜地から離れた場所であること。 ④ 建物の安全性 避難施設は、原則として、耐震、耐火、鉄筋構造を備えること。（コンクリート造の建物を優先する。） ⑤ 周辺の安全性 避難施設周辺に、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないこと。
公共性、地域性	① 公共施設 避難施設は、いつでも容易に避難所として活用できることと、付近住民により認知させていることが必要であるので、公的施設等（学校、公民館等）を優先的に活用すること。

	② その他施設 その他施設の活用にあたっては、自治会、学区等を単位とすること。 ③ 交通 交通の便がよく、車両等による避難や物資の供給が比較的容易な場所にあること。
生活必需品等の確保	① 生活必需品等の確保 避難施設には長時間滞在することが予測されるので、食品、飲料水、医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること。 ② ライフラインの確保 電気、上下水道、ガス、電話、冷暖房、情報機器が確保、供給できること。 ③ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造・設備を有すること。
衛生環境	① 概ね居室 3.3 m ² 当たり 2 人の広さが確保できること。 ② 汚水、し尿、廃棄物等が処理できること ③ 医療、助産が提供できること
その他	① トイレ、入浴施設、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意します。 ② 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、N T T回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査します。

県の指定に当たり町は、地域防災計画で決められた避難のための立退き先（災対法 60②）との連携に注意します。

イ 避難施設の管理

知事（防災局）は、避難施設の改廃等の状況を管理することとされており、指定された避難施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、次の場合は変更に関する届出を行うこととされています。

町長（総務部[防災班]）は、町内の避難施設について状況を把握し、町所管の避難施設について維持管理に努めるとともに、変更等の届出については、確認の上知事（防災局）へ送達します。

(ア) 施設の廃止

(イ) 用途の変更

(ウ) 改築

(エ) 重要な変更（避難住民等の受入又は救援の用に供すべき部分の総面積の 1/10 以上の増減等）

ウ 避難施設指定・改廃の通知

知事（防災局）は、避難施設を指定、変更した時は、市町村、消防局及び警察本部にその旨を通知することとされています。

町長（総務部[防災班]）は、知事から通知を受けて、町内の避難施設について消防団、自治会、住民へ周知します。

エ 避難施設の安全と運営方法の確保

(ア) 避難施設の消防基準

知事（防災局）は、消防法に準拠して、臨時的収容施設や医療施設についての消防に関する基準を定めることとされています（法 89）。

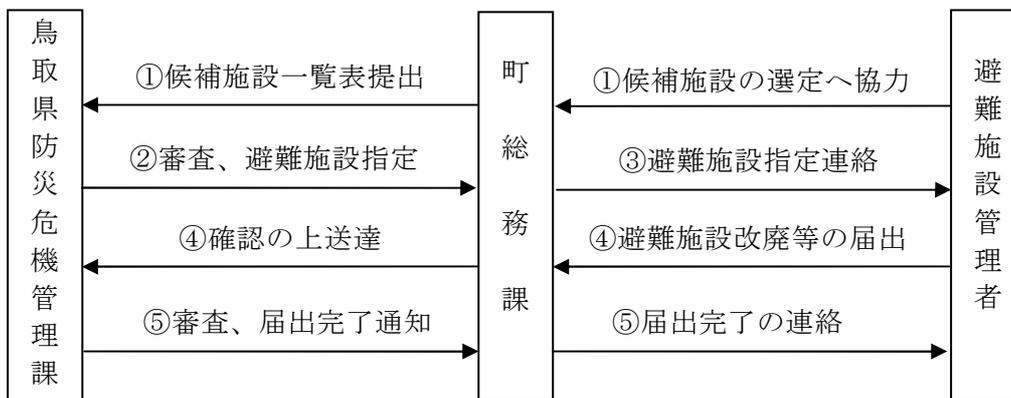
町長（総務部[防災班]）は、町所管の避難施設について同基準に基づいて整備し、また、町内の避難施設の整備状況を把握します。

(イ) 避難施設の管理運営

知事（福祉保健部）は、その他臨時の収容施設等における災害を防止し、公共の安全を確保するため、避難施設管理運営指針及びマニュアルを作成することとされています。

町長（福祉部[避難所班]）は、同指針及びマニュアルに則り、避難施設を管理、運営します。

オ 避難施設指定、管理の手順



段階	要 領
指定	1 県(防災局)は、避難施設の候補地の選定について市町村に協力を求めることとされています。 2 町(総務部[防災班])は町内の候補地について、政令で定められた基準により調査の上、県へ報告します。 3 県は、審査の上避難施設を指定し、施設管理者、市町村等へ通知することとされています。 4 県は、指定を行った避難施設について、消防庁が別途作成予定のデータベースに登録し、情報の共有化に努めることとされています。
管理	1 避難施設として指定を受けた施設の管理者は、施設に政令に定める重要な変更を加えようとするときは、市町村を通じて、県(防災局)に届け出ることとされています。 2 変更の届け出を受けた町長(総務部[防災担当])は、内容を確認の上、県へ送達します。 3 県は、届け出の内容を審査し、市町村を通じて審査結果を通知することとされています。 4 県は、避難施設の重要な変更について、消防庁が別途作成予定のデータベースに登録することとされています。
整備	町は、住民の避難施設確保のため、県に対し積極的に町内の施設情報を提供し、または、避難施設の指定を要請します。
点検	町長(総務部[防災担当])は、年に一度、町内の避難施設の管理状況について、施設管理者の報告を取りまとめ、県に送達します。

(5) 復旧等

ア 応急復旧（法 139）

武力攻撃災害によって被害が生じた施設、設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕などの措置を講じます。

(ア) 町が管理する施設、設備の緊急点検等

町が管理する施設、設備の被害状況について緊急点検を実施し、災害の拡大防止、被災者の救助、避難及び救援を最優先に応急の復旧を行います。

(イ) 通信設備の応急の復旧

町の通信設備に被害が発生した場合には、予備設備、代替通信手段の使用等により通信を維持するとともに、保守要員により速やかな復旧に努めます。

(ウ) ライフラインの応急の復旧

町が管理する上下水道について、速やかに被害状況を把握し、応急復旧による機能回復、維持に努めます。

また、町内における電気、ガス、電気通信等の被害状況を把握し、ライフライン事業者に被害状況等を連絡し、応急復旧を要請します。

(エ) 運送路等の応急の復旧

町内の避難住民の誘導に要する町道の被害状況を把握し、障害物の除去その他避難住民等の運送の確保に必要な応急復旧を実施します。

また、町内の道路等について、県に対し応急復旧及びそのための総合調整を要請します。

(オ) 応急復旧に関する支援の求め（法 140）

町は、応急復旧措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

イ 復旧（法 141）

武力攻撃災害により被害が生じた施設について、その機能を完全に復旧するため必要な措置を講じます。

基本的には武力攻撃終了後、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されることとされており、国が示す国全体としての方針に基づいて実施します。

5 財政措置等

(1) 予算

ア 財政需要の把握と財源の確保

各部は国民保護措置に要する財政需要（必要となる金額、時点など）を見積もり、総務部〔財政班〕と協力して財源の確保に努めます。

イ 財政計画の策定

国民保護措置の実施に際しては、当初予算、又は補正予算で可能な限り対応し、速やかな予算執行を行います。このため、次の事項に留意します。

- 1 優先的に取り組むべき事項の順位の決定
- 2 予算の重点配分、流用、予備費充当
- 3 速やかな予算編成と臨時議会の招集

ウ 復旧、復興

(ア) 起債申請、国庫支出金申請等の必要な財源の確保

(イ) 武力攻撃災害の復旧についての国による財政上の措置の情報の収集

エ 予算措置が必要な場合には予算編成を行い、議会の議決を得ます。

(2) 財務会計に関する事項

ア 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、南部町財務規則に基づき迅速に事務処理を行います。

イ 緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討します。

(3) 公的徴収金の減免措置等

町は、武力攻撃災害による被災者の公的徴収金の減免等について、平素から制度を整備するとともに、必要な場合該当者への通知、町広報の活用、説明会の開催などにより住民へ周知徹底し、減免等の措置を実施します。

ア 町税の減免、徴収猶予（法 162②）

町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

イ その他徴収金の減免、徴収猶予（法 162②）

ウ 町の所有に属する財産、物品の貸付、使用許可及び対価の減免（法 163②）

(4) 損失補償等

町は、町長が以下の処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償します。（法 159①）

処 分	処 分 の 根 拠 規 定
特定物資の収用	法81②
特定物資の保管命令	法81③
土地等の使用	法82
応急公用負担等	法113③（同条①に係る部分に限る。） 法113⑤（同条①に係る部分に限る。）において準用する災対法64⑦、⑧
車両その他の物件の破損	法155②において準用する災対法76の3②後段（同条③又は④において準用する場合を含む。）

(5) 損害補償

町は、町長、町職員等から以下の要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。（法 160①）

協 力	協 力 要 請 の 根 拠 規 定
避難住民の誘導への協力	法70①（同条③において準用する場合を含む。）
救援への協力	法80①
消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力	法115①
保健衛生の確保への協力	法123①

(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の総合調整（※1）又は指示（※2）に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、県に対しその損失の補てんを請求します。（町の責めに帰すべき事由による損失を除きます。）

このため、総合調整又は指示に係る損失額を記録、確定するとともに、その根拠となる資料

を保管します。

※1 総合調整＝県対策本部長の総合調整（法 29①）

※2 指示＝知事の指示（法 67②（法 69②において準用する場合を含む。））、法 73②（法 79②において準用する場合を含む。）

(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等

ア 国民の保護のための措置等に要する費用の支弁

市町村は、国民保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置のうち、その実施について市町村が責任を有するものに要する費用を支弁します。（法令に特別の定めがある場合を除きます。）（法 164）

イ 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

(ア) 他の地方公共団体の長等の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁します。

（法 165①）

ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めます。

（法 165②）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 他の市町村長等に対する応援の要求（法17①）2 都道府県知事等に対する応援の要求（法18①）3 消防の応援等に関する消防庁長官等の指示（法119） |
|---|

(イ) 他の地方公共団体の長等を応援したときは、当該応援に要した費用の支弁を請求します。

（法 165①）

ただし、相手方の求めを受けたときは、当該費用を一時的に立て替えて支弁します。（法 165②）

ウ 知事が町長の措置を代行した場合の費用の支弁

知事が市町村長の措置を代行（法 14）した場合、当該市町村が財政的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、次の費用については県が支弁することとされています。（法 166）

町長（総務部[財政班]）は、財政的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、県（総務部）に対しその旨を申し出るとともに、負担した費用を集計して報告します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 知事が代行を行う前に当該市町村の実施した国民の保護のための措置に要する費用2 他の市町村長が応援のために負担した費用 |
|---|

エ 町長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

県は、知事が救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととした場合（法 76①）、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁することとされています。（法 167①）

町長（総務部[財政班]）は、救援の実施に要した費用を集計し、県（総務部）に請求します。

ただし、知事の委任を受けて救援の実施に関する事務の一部を行う場合、または、県の支弁を待ついとまがないときは、町は救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁します。（法 167②）

6 備蓄、救援物資

(1) 備蓄

ア 備蓄の基本的考え方

(ア) 備蓄の基本想定

- a 避難所での炊出し等の体制が整うまでの間を3日間と想定し、その間は県、町の備蓄又は調達する食品等を支給することとします。
- b 避難所への運送などが可能となった以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食品需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備します。このため、町は県と協力して、町内の物資の支給が迅速にできるよう備蓄・調達体制を整えます。

(イ) 計画的な備蓄

備蓄に当たっては、被害想定に基づく避難住民数と避難期間及び県内への避難住民受入容量を適切に見積もり、必要な備蓄量と備蓄方法に関する方針及び備蓄計画を定め、計画的に備蓄します。

この際、防災における備蓄との整合性、国や県などとの相互協力及び流通備蓄の活用を図ります。

(ロ) 連携備蓄物資の運用及び不足する物資の調達

連携備蓄については、県（防災局）が一元的に運用することとされています。

また、この際不足する物資等については、原則として県（各部局）が国や他の都道府県、企業、団体などに供給を要請することとされています。

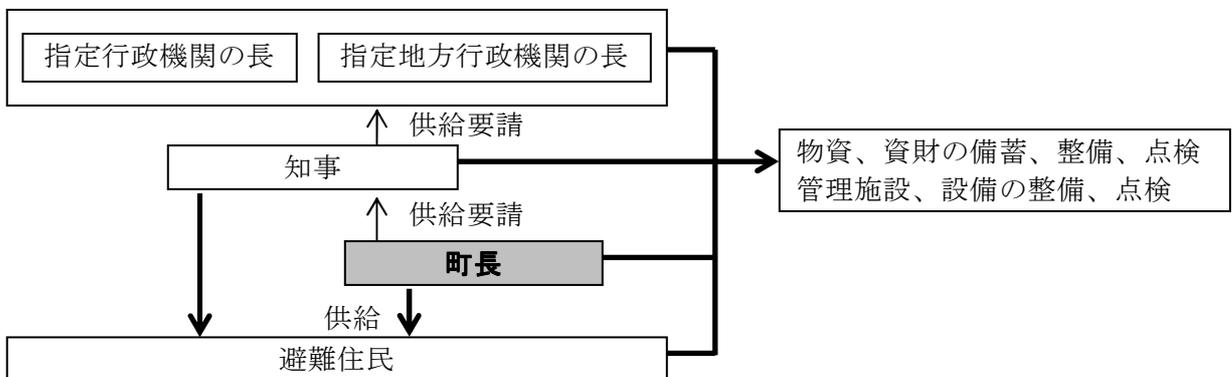
町長（総務部[防災担当]）は、県及び県内市町村と連携して備蓄を行うとともに、連携備蓄の運用及び不足物資の調達等について、必要に応じ、県（防災局）に対して要請を行います。

(ハ) 備蓄の普及啓発

町長（総務部[防災班、広報班]）は、町内の事業所、住民などに対し、事業所での食品等の備蓄、各家庭における3日間の備蓄などを普及啓発します。

イ 備蓄の要領

備蓄の要領は、以下のとおりです。



ウ 備蓄に係る注意事項

(ア) 食品などの備蓄の多様化

食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給を図るため、これまで備蓄してきた乾パンに加え、今後は、パン、即席めん、クラッカー、おかゆ等のレトルト食品などについても備蓄を実施します。

また、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した備蓄を推進し、その際、アレルギー対応などきめ細かな対応に努めます。

(イ) 医薬品などの備蓄

平素からNBCR攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。

また、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資、資機材について、備蓄及び調達体制を整備します。

エ 県、国、その他関係機関との連携

- (フ) 町は、国民保護措置に必要な物資及び資機材について、県、国、その他関係機関と連携しつつ備蓄、整備します。
- (イ) 県は、広域的な見地から市町村備蓄を補完するとともに、滞在者等に対応するための食品などについても備蓄を推進することとされています。
- (ウ) 国による備蓄
 - 以下の物資及び資機材については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行い、県は国の整備状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応することとされています。
 - a 国が整備や整備の促進に努めることとされているもの
化学防護服、放射線測定装置等の資機材
 - b 国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるもの
安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等

(2) 救援物資の取扱い

武力攻撃災害に際しては、食品、衣類、医薬品などについて、多くの救援物資が届けられることが考えられますが、その際避難所でのニーズとの相違、分配の労力及び手段などの問題も予想されます。

このため、県内への救援物資については、原則として知事（福祉保健部）が一元的に受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備することとされています。

町長は、県（福祉保健部）から救援物資の斡旋を受け、各避難所のニーズをとりまとめ、知事（福祉保健部）に報告するとともに、受入れの日時、場所及び運送経路などを連絡します。なお、救援物資については、原則として避難所への直送を依頼します。

7 人に関すること

(1) 職員の動員、派遣要請など

ア 職員の配置換え

- (ア) 町長（総務部[総務班]）は、平素から通常業務の原則停止と国民保護体制への移行に伴う職員の配置換えなどについて計画を作成し、事態に応じて必要な技術者等の配置換えなどを実施します。
- (イ) 事態の推移に応じ、あらかじめ定める計画を超えて職員の配置換えなどが必要となった場合、町長（総務部[総務班]）は各部間の職員の配置換えなどについて調整を行います。
- (ウ) 課内における職員の配置換えなどについては課長が、必要に応じ総務部[総務班]と協議した上で、実施します。

イ 職員の派遣の要請、斡旋の求めなど

(ア) 職員の派遣の要請

町長（総務部[総務班]）は、町職員のみでは国民保護措置が実施できないと判断したときは、以下のとおり職員の派遣を要請します。

a 派遣要請

- ① 県、他市町村に対する職員の派遣要請（自治法 252 の 17）
他市町村職員に対する職員の派遣要請は、県（防災局）を経由して行います。
- ② 指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員の派遣要請（法 151）
指定行政機関等に対する職員の派遣要請は、県（防災局）を経由して行います。

b 派遣要請に必要な文書

派遣要請は以下の事項を記載した文書により行います。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員の派遣について必要な事項

c 派遣職員の受入準備

町長（総務部[総務班]）は、職員の派遣を要請したときは、派遣職員の宿舍等、受入れ準備を行います。

(イ) 職員の派遣の斡旋の求め

a 知事に対する職員派遣の斡旋の求め

町長（総務部[総務班]）は、指定行政機関などにどのような人材の派遣を求めればいいのか不明のときなどは、知事（総務部）に対し職員派遣の斡旋を求めます。

b 斡旋要請に必要な文書

斡旋要請は以下の事項を記載した文書により行います。

- 1 派遣の斡旋を求める理由
- 2 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

ウ 職員の派遣

町長（総務部[総務班]）は、県又は県を通じ他市町村から職員の派遣の要請を受けたときは、町内の職員の状況、派遣の条件、受入準備などを確認し、派遣する職員を選定し、事前に協議の上、派遣します。

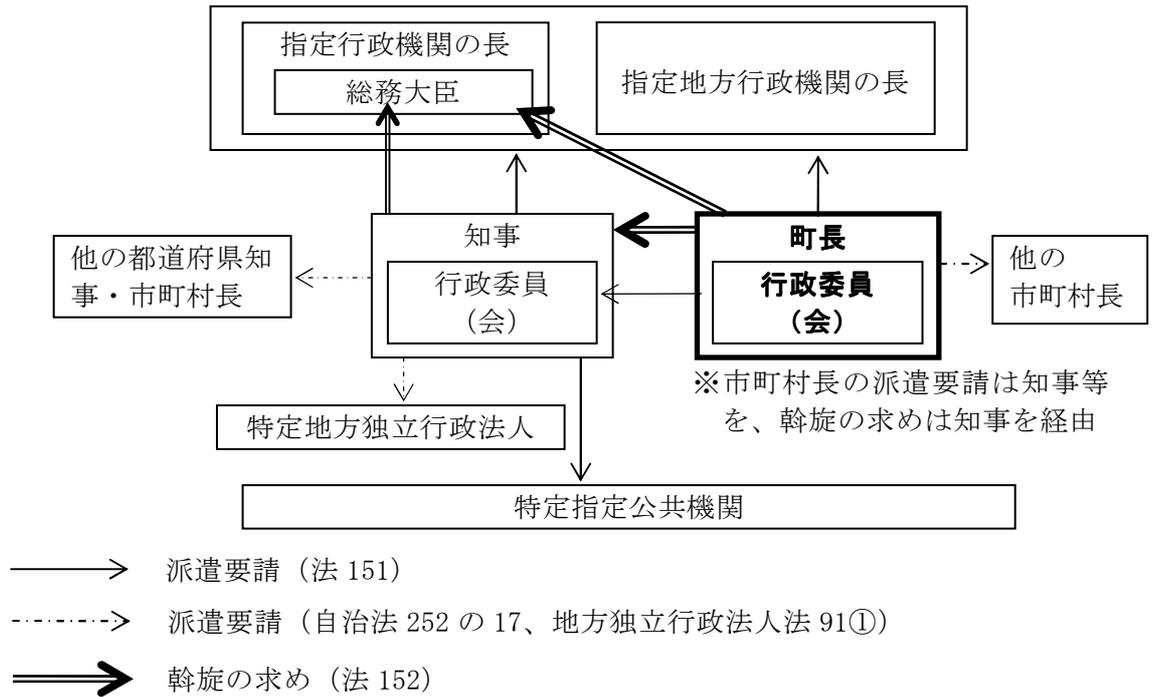
エ 職員の派遣要請などに係る注意事項

(ア) 武力攻撃災害発生時などの町職員の人的応援体制の確保

町長（総務部[総務班]）は、あらかじめ武力攻撃災害発生時などに応援に派遣できる職員、不足が見込まれる職員を把握し、応援体制を整備します。

(イ) 関係機関との相互派遣協定等の整備

町長（総務部[総務班]）は、平素から職員の派遣について関係機関と連絡、調整を行い、必要に応じて相互派遣協定等の整備を実施します。



(2) 武力攻撃災害等による死亡者の取扱い

ア 武力攻撃災害等による死亡者の取扱いの要領

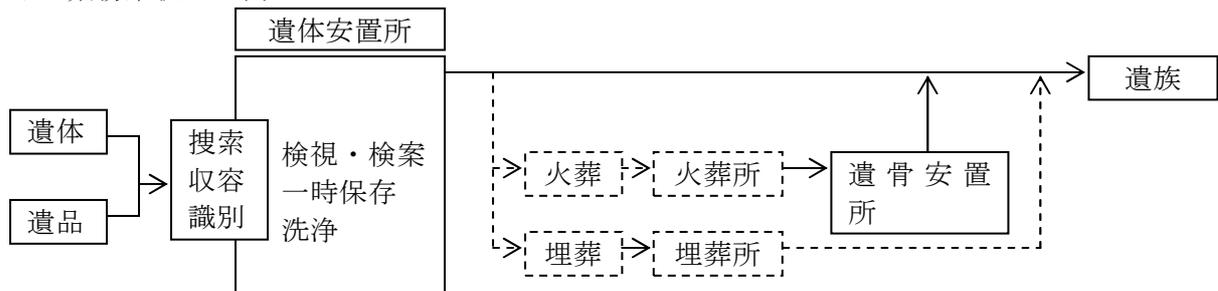
(ア) 遺体の捜索、収容、識別、埋葬又は火葬

(イ) 遺体・遺骨・遺品の処理・保管

(ウ) 死亡に関する記録・報告、死亡通知、遺体・遺骨・遺品の引き渡し

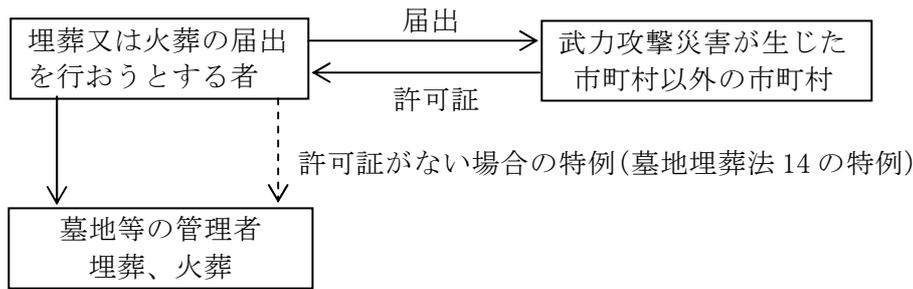
(エ) 収集した情報は、被災情報及び安否情報として適時知事（防災局及び文化観光局）へ報告

イ 業務系統の一例



ウ 埋葬、火葬の手続

町長は、大規模な武力攻撃災害が発生し、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、厚生労働大臣が定める期間については、特例により埋葬及び火葬の手続きを行います。（法 122）



エ 武力攻撃災害等による死亡者の取扱いに係る注意事項

武力攻撃災害等による死亡者の取扱いについては、以下の点に注意して実施します。

- (ア) 死亡者の取扱いは、遺族及び住民の感情に深刻な影響を与えるので、確実かつ丁寧にを行います。
- (イ) 遺体の取扱いは、衛生環境の維持にも直接影響するので、適時に行います。
- (ウ) 死亡者の取扱いに際しては、遺体の確実な識別、埋葬位置の標示、遺品の散逸防止、確実な記録・報告及び迅速な処理に注意します。
- (エ) 救出任務に従事した職員などについては、心理的後遺症に苦しむことがあることから、専門家によるメンタルケアなどの対策を実施します。

8 関係機関との連携

町は、武力攻撃災害やその兆候の情報に際し、直ちに県、米子警察署、西部消防局、自衛隊及び他の市町村など関係機関と情報を共有するとともに、独力での対応が困難と判断されるときは速やかに応援を要請します。

また、受援に際しては各機関と緊密に連携し、現地での協力を努めます。

(1) 県、県対策本部との連携

ア 応援要請

町は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは速やかに、知事へ応援を要請します(法18)。

また、住民の避難及び避難住民の救援に必要な物資、資材が不足した場合は、知事に供給を要請します(法144)。

イ 県及び県対策本部との連携

町及び町対策本部は、町内における国民保護措置の実施に当たり県及び県対策本部と相互に緊密に連携します。

- (ア) 必要な場合、町対策本部の会議に県職員などの出席を求めます(法28⑥)。
- (イ) 町内における国民保護措置を総合的に推進するため必要があるときは、県対策本部長である知事に総合調整を要請します(法29⑥)。
- (ウ) 県現地対策本部(法28⑧)が設置された場合においては、県現地対策本部と緊密に連絡調整を行います。

(2) 他の市町村、市町村対策本部との連携

ア 応援要請

町は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは速やかに、他市町村長等へ応援を要請します(法17、協定等)。

イ 市町村及び市町村対策本部との連携

町及び町対策本部は、町内における国民保護措置の実施に当たり他市町村及び他市町村対策本部と相互に緊密に情報交換、連絡調整を実施します。この際、必要に応じ近隣県他市町村、他市町村対策本部とも適時適切に連携に努めます。

ウ 他市町村の応援

町長は、他の市町村長から応援の要求（法 17）があったときは、正当な理由（求めに応ずることが極めて困難な客観的事情）がある場合を除き、必要な応援を実施します。

(3) 指定（地方）公共機関との連携

ア 応援要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、県対策本部長（防災局）を通じ、指定（地方）公共機関に対しその業務に係る国民保護措置の実施を要請します。

イ 応援

町は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る国民保護措置を実施するため①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、正当な理由がある場合を除き応援を実施します（法 21②）。

(4) 消防との連携

町は、町内における国民保護措置の実施に当たり西部消防局と相互に緊密に連携します。

ア 武力攻撃災害等の情報の提供

町長（総務部[防災班]）は、町内に武力攻撃災害が発生したときは、県（防災局）、西部消防局、米子警察署に情報を提供します。

イ 避難住民の誘導に関する措置要求

町長（総務部[防災班]）は、避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、鳥取県西部広域行政管理組合理事長に対し、西部消防局長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めます。（法 62④）

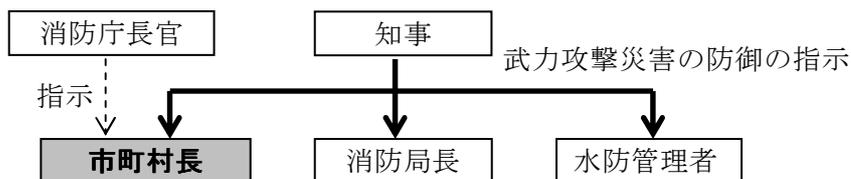
ウ 消防団の派遣など

(7) 町長（総務部[防災班]）は、町内に武力攻撃災害が発生したときは、消防団に消防活動の出動を指示します。

(イ) また、消防団は、西部消防局の要請により消防活動の応援を実施します。この場合消防団は、西部消防局の所轄の下で行動します。

エ 武力攻撃が発生した場合等の知事の指示（法 117）

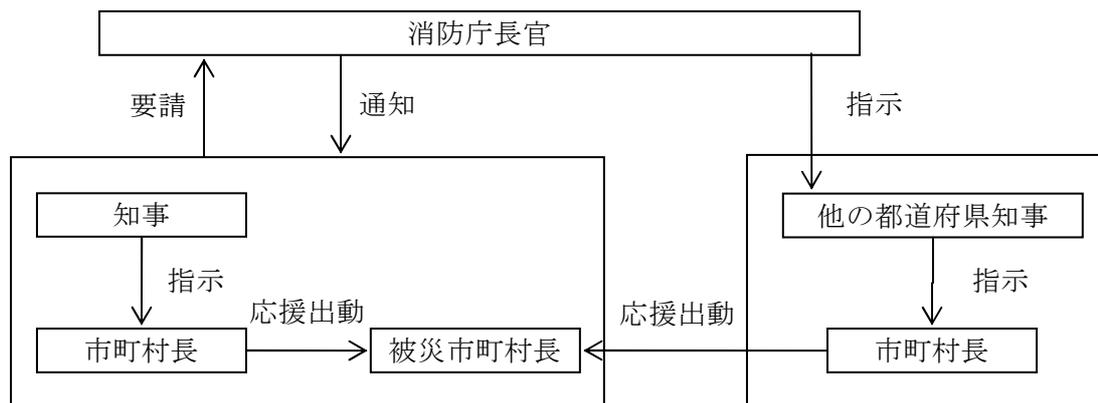
知事（防災局）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することとされています。



オ 消防の応援等に関する消防庁長官等の指示（法 119）

知事（防災局）は、消防庁長官が消防の応援等を行うため必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、各消防局に対し、消防職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することとされています。

なお、消防応援出動等の指示をするときは、出動する職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずることとされています（法 120）。



カ 消防の応援又は支援の要請

県（防災局）、消防局は、武力攻撃災害が大規模又は特殊で独力では対応できない可能性があるときは、必要に応じ県内外の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）を要請することとされています。

（ア）相互応援協定等に基づく県内外の消防の応援要請

（イ）消防の応援等の要請

県（防災局）は、県内に武力攻撃災害が発生し、県内の消防のみではこれに対処できないと判断した場合は、速やかに消防庁長官に法 119①による応援を要請することとされています。応援部隊の指揮は、応援を受けた広域行政管理組合の管理者又は広域連合長が行うこととされています。

また、都道府県の航空消防隊が出動した場合は、支援を受けた広域行政管理組合の管理者等との密接な連携の下に活動することとされています。

（ウ）広域消防管理者等への指示

知事（防災局）は、法 119③に基づき、消防庁長官から他の都道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、消防局長に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を指示することとされています。

（5）警察との連携

町長（総務部〔防災班〕）は、町内における国民保護措置の実施に当たり米子警察署と相互に緊密に連携し、町内の被災情報、道路情報などを提供するとともに、必要に応じパトロールなど警備の強化、交通整理、避難住民の誘導（法 63）などを要請します。

（6）自衛隊との連携

ア 派遣の要請

（ア）国民保護等派遣

防衛大臣は、知事から要請（法 15①）を受けたとき、又は国対策本部長から求め（法 15②）があったときは、内閣総理大臣の承認を得て、国民保護措置を実施するため部隊等を派遣することとされています（自衛隊法 77 の 4）。

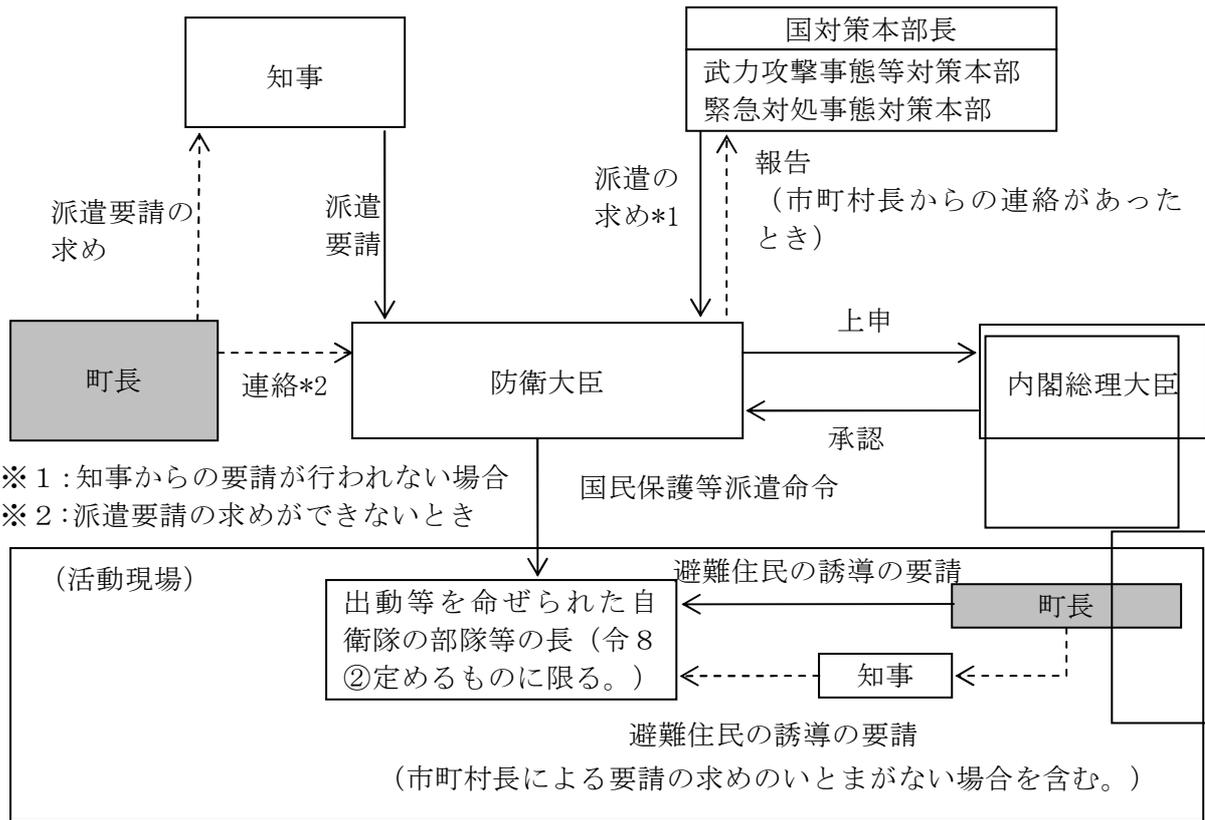
（イ）その他

武力攻撃事態等においても、自衛隊法の規定に基づき治安出動の要請もあります（自衛隊法 81）。

また、防衛出動中は、防衛出動の一環として国民保護措置が行われることがあります。（自衛隊法 76）。

イ 国民保護等派遣の仕組み

国民保護等派遣の仕組みは、以下のとおりです。



ウ 国民保護等派遣要請の手続き等

国民保護等派遣の手続き等は、以下のとおりです。

要請者	知 事
要請 手続	県 自衛隊の部隊等の派遣を要請しようとする場合には、以下の事項を明らかにした文書をもって要請することとされています。 ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信により要請を行い、事後において速やかに、文書を提出することとされています。
	町 知事へ、派遣要請の求めを行います。 知事へ派遣要請の求めができないときは、防衛大臣へ連絡します。
	文書で明かにすべき事項 1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

エ 要請の連絡先

- (ア) 知事に対する派遣要請の求めの窓口は、防災局です。
- (イ) 防衛大臣に対する連絡の連絡先は、防衛省国民保護計画の定めるところによります。
具体的には、陸上自衛隊第8普通科連隊及び鳥取地方協力本部とします。

オ 派遣部隊の一般的活動内容

区分	活動内容の例
避難住民の誘導	誘導、集合施設での人員整理、避難状況の把握

避難住民等の救援	食品の給与及び飲料水の供給、物資の供給、医療活動、搜索及び救出等
武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBCR攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

カ 自衛隊との連携に係る留意事項

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(7) 自主防災組織との連携

町長（総務部[総務班]）は、避難住民の誘導及び高齢者、障害者、乳幼児等の誘導に当たり、情報の伝達及び集合施設への運送等について自主防災組織に対して協力を依頼します。

この際、自主防災組織が平素から所有する防災情報を活用するとともに、誘導等に当たる自主防災組織の人員の安全の確保に十分留意します。

(8) 現地調整所の設置

町長（総務部[防災班]）は、避難住民の誘導、武力攻撃災害への対処等のため、現場における関係機関（県、消防機関、医療機関、県警察、自衛隊等）の活動を調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、または、関係機関が設置した現地調整所に職員、消防団員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

＜参考：現地調整所のはたらき＞

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が共通の目標を達成するため、各々の付与された権限の範囲内において、情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものです。

（例：避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行う等）

② 現地調整所における各機関の指揮関係は協同です。このため、各機関はそれぞれの指揮命令系統で活動することとなります。

③ 現地調整所は、各機関の現場における代表者で構成し、権限の範囲内で必要な調整を実施します。

④ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的です。

⑤ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化が図られることとなります。

市町村は、消防機関による救助・救急活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことが可能となり、また現場での関係機関全体の活動を踏まえたそれらの権限行使の要否等について、関係機関と迅速に協議しながら、権限を行使することが可能となります。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となります。

(9) 相互応援協定の整備

町長（各部）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から関係機関との連携

に努め、必要に応じ相互応援協定を整備します。この際、防災の協定との整合などに注意します。

9 情報の提供と相談窓口

(1) 実施要領

武力攻撃（予測）事態等において、町長は住民に対し迅速かつ正確な情報提供を行います。このため、総務部[広報担当]において総合的な情報提供と相談を一元的に行います。

(2) 情報の提供

ア 情報提供のガイドライン

住民に対する情報提供は、以下の方針により実施します。

- (ア) 事実に基づく正確な情報を提供すること。
- (イ) 広報の時期を逸することがないように迅速に情報を提供すること。
- (ウ) 住民の行動、安全確保の指針となる情報を提供すること。
- (エ) 住民の誤解と混乱、不安を防ぎ住民の理解と協力を得ること。

イ 情報の種類等

別紙第1「情報計画」参照

ウ 情報提供の手段

(ア) 町広報

町（総務部[広報班]）は、町報、防災行政無線、広報車、ホームページなど町の所有する広報手段を活用するほか、消防団、自治会、自主防災組織等の協力による情報の伝達、避難所への情報提供などを実施します。

また、町に相談窓口を設置し、広報と一元的に対応します。

(イ) 報道機関等への情報提供

a 県による定期的情報提供

報道機関への情報提供は、原則として一旦県対策本部（広報センター）が取りまとめの上定期的に行うこととされています。

町長（総務部[防災班]）は、定期的に県（防災局）に対し、情報を送付します。

b 町による随時情報提供

町長（総務部[広報班]）は、必要に応じ、随時報道機関に情報を提供します。その際は、県対策本部（広報センター）へ連絡します。

エ 情報提供の要領

(ア) 総務部[広報班]のもと、町における広報を一元的に行います。

(イ) 県対策本部（広報センター）、関係機関と密接に連絡調整を行い、連携して広報を実施するとともに、必要に応じ情報提供、県レベルでの広報要請を行います。

(ウ) 地域住民、避難住民等の情報ニーズに応じた、迅速できめ細かな情報提供を行います。

(エ) 町各部は、適時適切に総務部[広報班]へ情報を集約します。

オ 住民への情報の提供

(ア) 放送

町内の周波数は、以下のとおりです。

	NHK第1	NHK第2
米子	963	1521

BSSラジオ	
米子	900

NHK-FM	
米子日南	85.3
日野	84.0
松江	84.5

FM山陰	
米子	77.4

NHK	総合	教育
米子	32	45
松江	6	12

山陰放送	
米子	10

日本海テレビ	
松江	30

山陰中央テレビ	
松江	34

■地上波デジタル放送(リモコン番号・周波数(チャンネル番号))

NHK	総合	教育
鳥取	3・29	2・20
松江	3・21	2・19

山陰放送	
鳥取	6・31
松江	6・45

日本海テレビ	
鳥取	1・38
松江	1・41

山陰中央テレビ	
鳥取	8・36
松江	8・43

(イ) インターネット

関係機関のホームページは以下のとおりです。

首相官邸	http://www.kantei.go.jp/
内閣官房（国民保護ポータルサイト）	http://www.kokuminhogo.go.jp/
総務省消防庁	http://www.fdma.go.jp/
県	http://www.pref.tottorilg.jp/bosai/
警察本部	http://www.pref.tottori.jp/police/
日本赤十字社	http://www.jrc.or.jp/
NHK	http://www.nhk.or.jp/
日本海テレビ	http://www.nkt-tv.co.jp/
山陰放送	http://bss.jp/
山陰中央テレビ	http://www.tsk-tv.com/
エフエム山陰	http://www.fm-sanin.co.jp/

中海テレビ	http://gozura101.chukai.ne.jp/
-------	---

(3) 相談窓口

武力攻撃災害時等には、状況の確認、安否情報の確認などに関する各種の相談、要望、苦情などが予想されます。

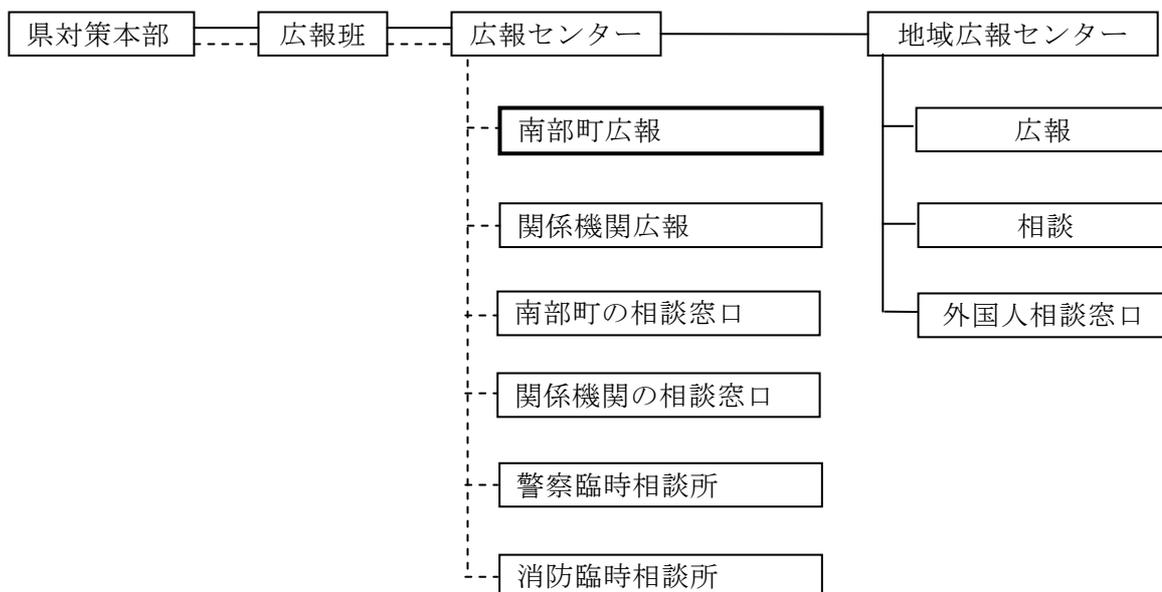
これらに対応するため、県、市町村、消防、警察、その他関係機関は連携して各避難施設や主要な場所に相談窓口を開設し、協力して対応することとされています。

町長（民生部[民生班]）は、町役場等に相談窓口を設置し、県対策本部（広報センター）と連携して、住民からの相談に応じます。

(4) 実施体制

県内における情報提供・相談については、県対策本部（広報センター）が市町村、関係機関広報と連携して実施することとされています。

この際、県は専門家の助言、派遣など、他機関の情報提供・相談を支援することとされています。



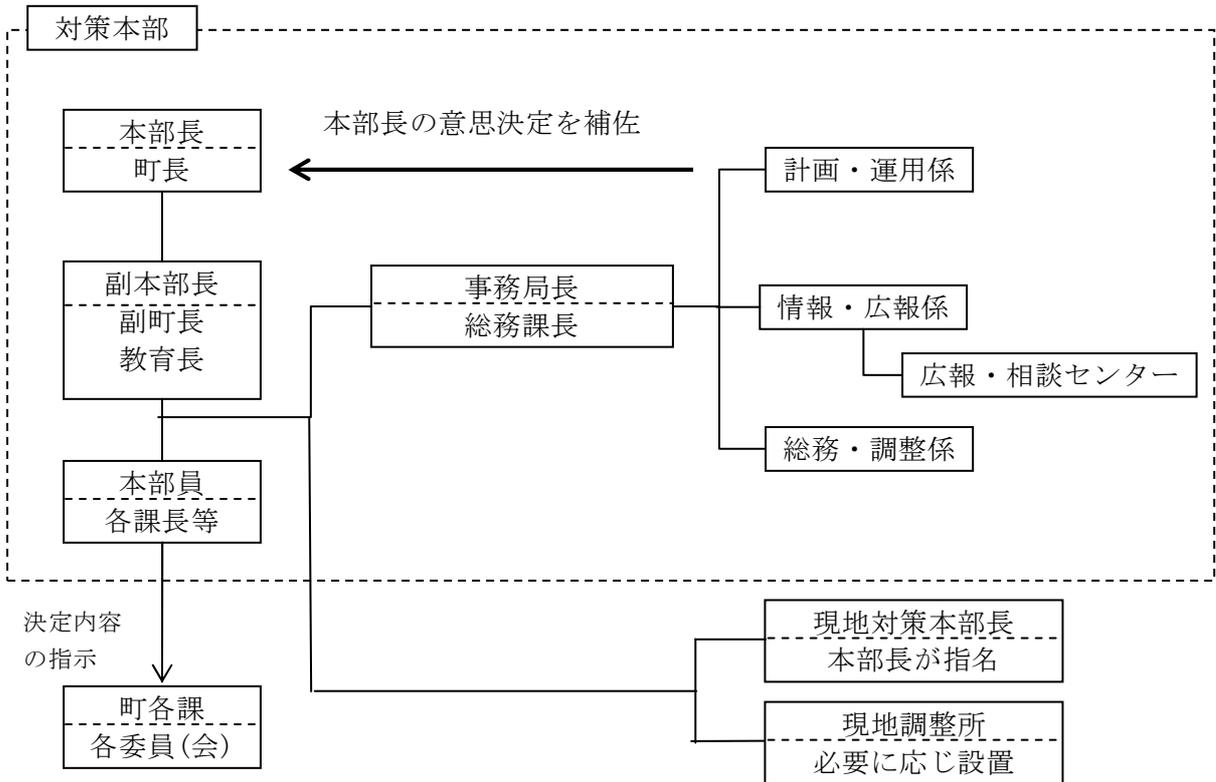
第6章 対策本部等、通信

要旨	対策本部等を設置すべき市町村に指定された場合に、対策本部等を速やかに設置するなど、町がとる活動体制について定めます。
----	--

1 南部町国民保護対策本部

(1) 組織

ア 組織図



イ 本部長

- (ア) 対策本部の本部長は町長です。(法 28①)
- (イ) 本部長は対策本部の事務を総括します。(本部条例 2 ①)
- (ウ) 町長の不在等の非常時における、町長権限委譲順位は次のとおりです。

第1位	副町長
第2位	総務課長

ウ 副本部長

- (ア) 対策本部の副本部長は副町長です。
- (イ) 副本部長は、本部長を助け、対策本部の事務を整理します。(本部条例 2 ②)
- (ウ) 副本部長の継承順位は、町長権限委譲順位に準じます。

エ 本部員

(7) 対策本部の本部員は、以下のとおりです。

副町長	会計管理者
総務課長	議会事務局長
企画政策課長	農業委員会事務局長
健康福祉課長	町立病院事業管理者
町民生活課長	教育委員会教育長
税務課長	教育委員会次長
産業課長	消防団長
建設課長	その他職員で町長が指名する者
上下水道課長	

(イ) 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事します。(本部条例2③)

(ロ) 本部員が不在などの非常の際においては、本部員の次級の先任者である町職員が代替職員となります。

オ 事務局

(7) 事務局は、総務課長を事務局長とし、総務課の職員及び各課からの応援職員により構成します。

(イ) 事務局の各班は、本部長の指示に基づき、事務局長がこれを調整し、以下の業務を行います。

班名	業 務
共通	1 実施計画の作成 2 その他本部長から命ぜられた事項
計画・運用係	1 本部会議の開催 2 本部長の重要な意思決定の補佐 3 実施計画の取りまとめ 4 本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整
情報・広報係	1 情報要求の決定 2 情報の収集、整理及び集約 ①被災情報、②避難や救援の実施状況、③安否情報 ④その他計画・運用係等から収集を依頼された情報 3 情報の報告、通報 4 住民への情報提供、報道機関との連絡調整等の広報 5 住民からの相談等の広聴
総務・調整係	1 町内で各機関が行う国民保護措置に関する調整 2 県等に対する応援の求め及び応援に係る連絡調整等 3 通信の確保 4 対策本部の庶務業務

カ 連絡要員の派遣など

本部長は、必要があると認めるときは、国、県の職員その他町職員以外の者を対策本部会議に出席させ(法28⑥)、又は、指定(地方)行政機関、指定(地方)公共機関等に対し対策本部へ連絡要員を派遣するよう要請します。

その際、連絡要員等の受入体制の整備に留意します。

(2) 対策本部の所掌事務

対策本部は、町の区域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、次のことを行います。

- 1 本部長の意思形成の補佐
 - 2 本部長の総合調整権の発動の補佐
 - 3 町長以外の執行機関の国民の保護のための措置について必要な調整
- ※ 対策本部は、本部長の意思決定を補佐するものであり、町各担当課等を指示するものではありません。

(3) 対策本部の設置

ア 設置の基準

(7) 対策本部は、国から対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けて町長が設置します（法 27①）。

(イ) 町長（総務部[防災班]）は、対策本部の設置が必要と認める場合は、知事（防災局）を経由して内閣総理大臣に対し、指定を行うように要請します（法 26②）。

イ 廃止の基準

対策本部は、対策本部の設置の指定の解除の通知を受けて町長が廃止します（法 30）。

ウ 設置及び廃止の公表

(7) 町長は、対策本部を設置したときは、その旨を直ちに公示などにより公表するとともに対策本部の標識を本部前に掲示します。

(イ) 町長は、対策本部を廃止したときは、設置に準じてその旨を直ちに公表します。

エ 設置の通知等

(7) 町長は、対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を次の機関等に通知します。

通 知 先	方 法	担 当
町の機関	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	総務部[総務班]
県（防災局）、県対策本部	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	総務部[防災班]
自治会、自主防災組織等	電話、防災無線、CATV	総務部[総務班]
消防団		総務部[防災班]
西部消防局		
米子警察署		
各関係機関、団体		

(イ) 町長（総務部[広報班]）は、対策本部が設置されたときは、口頭、文書、電話等による発表と資料提供により、直ちにその旨を報道機関に資料提供します。

オ 本部員、本部職員の参集等

町長（総務部[防災班]）は、対策本部を設置したときは、直ちに本部員、本部職員を参集し、参集が困難な者については、あらかじめ定められた代替職員を参集するとともに、交代職員等についても手配します。

(4) 設置場所

対策本部の設置場所は、以下のとおりです。

区 分	設 置 場 所

通常の場合	南部町役場法勝寺庁舎
南部町役場法勝寺庁舎が使用不能の場合	南部町役場天萬庁舎
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法勝寺・天萬地区に武力攻撃災害が発生した場合 ・ 避難が必要となった場合など <p style="text-align: center;">↓</p> これらのいずれの施設も対策本部として使用できなくなった場合	その他町の所有に属する施設

(5) 町対策本部長の権限等

ア 本部長の権限

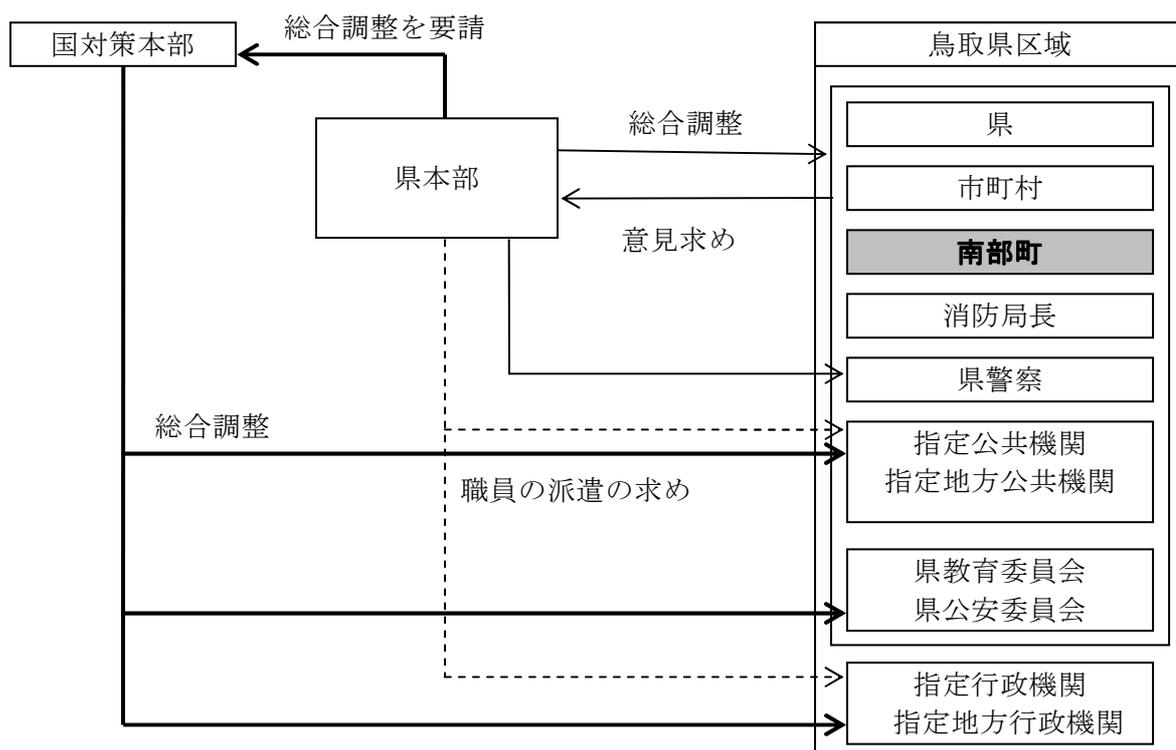
本部長の権限は以下のとおりです。

権限	内 容
総合調整 (法29⑤)	町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する町の区域に係る国民保護措置に関する総合調整を行います。
総合調整の要請(法29⑥)	特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県、指定(地方)公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整(法29①)を行うよう要請します。
要請の求め(法29⑦)	特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長へ総合調整の要請(法29④)を行うよう求めます。
情報の提供の求め(法29⑧)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、必要な情報(各機関による国民保護措置の実施状況等)の提供を求めます。
報告、資料の提供の求め(法29⑨)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整の関係機関に対し、報告、資料の提供を求めます。 ※ 報道の自由等を損なうおそれがある場合を除きます。
措置の求め(法29⑩)	教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置(児童生徒等の避難に関する適切な措置など)を講ずるよう求めます。 ※ この場合、本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

※ 対策本部長は、これらの権限の行使に当たっては、関係機関・団体の自主性を尊重します。

イ 鳥取県内における町、町対策本部長の位置

鳥取県内における町、町対策本部長の位置は以下のとおりです。



(6) 現地対策本部

町長（総務部[防災担当]）は、武力攻撃災害が発生した地区、避難住民が多い地区等において、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、名称、管轄地区及び設置場所を定めて、現地対策本部を設置します（法 28⑧）。

ア 組織

現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員及びその他の職員を置きます。

(ア) 現地対策本部長

現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理します。（本部条例 5②）

(イ) 現地対策副本部長

現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐し、現地対策本部長に事故があるときはこれを代理します。

イ 運営

現地対策本部の運営その他必要な事項は、その都度、本部長又は現地対策本部長が定めます。

ウ 設置場所

現地対策本部は、原則として当該地区を所管する支所内に設置します。

エ 現地対策本部の設置及び廃止の公表

現地対策本部の設置及び廃止の公表は「(3) 対策本部の設置」の「ウ 設置及び廃止の公表」に準じます。

オ 現地対策本部の役割

現地対策本部は、本部長の指示した国民保護措置の一部を実施します。

○本部長の指示による国民保護措置の一部（例）

- 1 担当地区の被害及び復旧状況などの情報収集、分析に関すること
- 2 県、消防団、自治会その他関係機関との現地における連絡調整に関すること
- 3 現地活動機関の役割分担などの現地における調整に関すること

- | |
|------------------------------|
| 4 担当地区における情報提供、相談などの実施に関すること |
| 5 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること |

(7) 予備対策本部

本部長（総務部[防災班]）は、必要に応じ予備対策本部を設けます。

予備対策本部は、万一の場合に備えて対策本部の機能をバックアップするもので、対策本部の指示に基づき、天萬庁舎等に開設し、対策本部長の指揮の中断がないように準備するものです。

(8) 対策本部の運営及び警戒

ア 対策本部の運営

(7) 運営要領の策定

事務局長は、国民保護措置実施上の要求に即応できるように対策本部職員の勤務、施設の運営等の要領を策定します。

この際、長期にわたる円滑な活動が可能になるように留意し、増強要員、受入要員等を含め、平素の勤務体制から国民保護措置実施の勤務体制へ迅速に移行するよう注意します。

(イ) 県現地対策本部との連携

県現地対策本部が設置された場合、対策本部は県現地対策本部と密接に連携して、町内における国民保護措置の円滑な推進を図ります。

イ 対策本部の警戒

(7) 警戒計画

町長（総務部[防災班]）は、町及び周辺の状態、特に事態の状態を考慮して対策本部警戒計画を作成します。

(イ) 入室確認

対策本部室の入室については、入室確認を行い、原則として事前に許可登録を受けた対策本部要員に限ります。

(ウ) 関係機関との連携

対策本部の警戒に当たっては、米子警察署と密接に連携します。

(9) 対策本部の移転

対策本部及び現地対策本部は、事態の推移に応じて、適時に移転します。この際、対策本部の活動を中断しないよう注意します。

ア 対策本部移転の要領

対策本部の移転は、事態の推移、交通の状況等により、一挙に行い、あるいは、適宜、区分して逐次に行います。

対策本部の移転に当たっては、移転のための区分、順序、経路等について計画します。

イ 対策本部の予定位置

対策本部の位置については、国民保護措置全般の状態の推移に速やかに対応することができ、関係機関等との通信・連絡を容易にする位置を選定します。

ウ 対策本部移転の手続

事務局長は、事態の進展に伴い、対策本部の業務の遂行及び関係機関の状況を考慮し、移転の時期、場所、方法等を決定し、対策本部長の承認を受けます。

対策本部の細部位置については、あらかじめ事務局職員が事前調査を行い、関係課と調整して決定します。

位置の選定にあたっては、対策本部の業務と関係機関との連絡の便等を考慮するとともに、その移転については、通信手段との関係及び部外に及ぼす影響を慎重に検討します。

エ 移転に伴う通信等

対策本部の活動の継続のためには、移転に伴う通信の確保が重要です。このため、事務局（情報・広報係）は、対策本部の移動に先立ってその通信施設を開設するとともに、移転に当たっては、旧位置に必要な量の通信施設を残し、関係機関との通信を確保します。

また、本部長の移動中の通信手段を確保します。

オ 先行班

対策本部の移転先が決定した場合、本部長はあらかじめ編成した先行班を派遣して通信手段その他必要な準備を行います。

先行班は、事務局及び各部の職員で編成します。

カ 移転に伴う調整と報告

対策本部の移転に際しては、対策本部の活動を継続的に確保するため、県など関係機関と密接に調整し、新位置、通信方法等については、速やかに県対策本部へ報告するとともに、関係機関に通知します。

報告・通知先は、対策本部設置の場合に準じます。

報告・通報事項	移転先等	1 対策本部の新位置 2 移転の時期 3 移転の経路 4 通信方法（移動中の通信を含む） 5 その他
	対策本部長の移転先への到着	

2 職員等の活動体制

(1) 町職員の配備体制基準

配備	内容	配備の基準（時期）	配備の内容
通常	個人の準備 (Green)	1 可能性の低いテロ攻撃情報入手したとき。	1 町としては通常体制のほか特段の準備は行いませんが、各職員は連絡先を明確にするなど、不測事態に備えます。
第1配備	情報集約センターの設置 (Blue)	1 武力攻撃予測事態が認定されたとき。 2 武力攻撃事態が認定され、第2配備の指令がないとき。 3 その他武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、総務課長が必要と認めたとき。	1 関係各部においては、武力攻撃情報等についての収集連絡、その他必要な措置を講じます。 2 関係各部においては、第2配備に対する準備を行います。
第2配備	緊急対応チームの参集 (Yellow)	1 武力攻撃事態が認定されたとき、又は認定の前提に至るような状況の場合で、総務課長が必要と認めたとき。 2 その他武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、総務課長が必要と認めたとき。	1 関係各部においては、国民保護に従事するとともに、随時部長会議を開き、情報連絡、対策協議を行います。 2 関係各部においては、第3配備に対する準備を行います。

第3 配備	警戒本部の 設置 (Orange)	1 警報が発令されたとき。 2 町長が必要と認めたとき。	1 各部は国民保護措置に従事するものとし、直接関係のない部の職員にあっては、部長の指示にしたがい、いつでも国民保護措置に従事できるように待機します。
第4 配備	町対策本部 の設置 (Red)	1 町が対策本部設置の指定を受けたとき。	1 国民保護体制に移行し、全職員をもって国民保護措置に従事します。

注) 1 消防団の配備体制基準は、消防団長の定めるところによります。

(2) 町職員の動員計画

ア 町各部における国民保護要員の動員

(ア) 武力攻撃災害の防除、軽減及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施を図るため、各部長は前述の配備体制基準にしたがって、職員を動員します。

(イ) 各部長は、あらかじめ職員のうちから要員を指名しておきます。

(ウ) ただし、各部長は情勢に応じ、必要と認める範囲内において、動員数を適宜増員します。

イ 町の各機関における動員

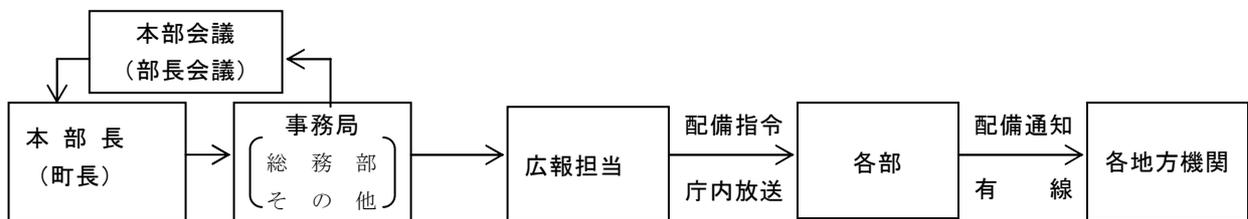
町の各機関における動員については、町の各機関の長において役場の動員体制に準じ別に計画、実施します。

ウ 動員配備のための連絡体制の確保

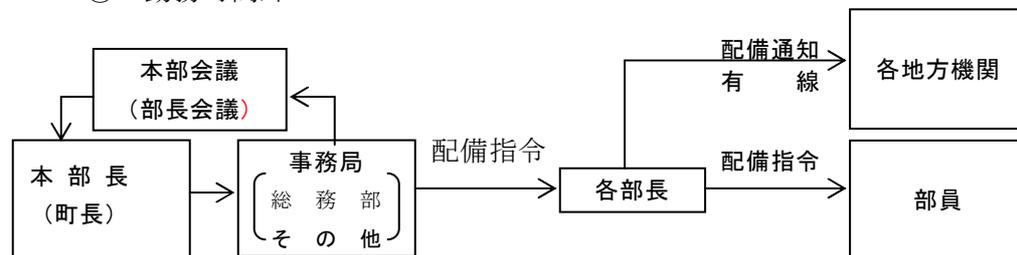
町における職員の動員配備は、次の系統で伝達、実施します。

各課長は、あらかじめ職員の動員順位、連絡方法等について計画します。

① 勤務時間内



② 勤務時間外



(3) 初動体制

ア 防災当直体制 (通常)

勤務時間外については当直職員により、24時間体制で防災当直を実施します。

区分	内 容
構成	当直職員 (必要に応じ職員等を増員)

業務	1 武力攻撃災害等及びその兆候に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 職員等に対する災害情報等の連絡 4 職員が登庁するまでの間、対策本部業務及び各課長への連絡、県及び関係機関に対する要請 5 上記のほか特に総務部[防災班]を所管する長が指示する業務
連絡順位	1 総務部[防災班]を所管する長→町長、副町長 2 県（情報集約センター） 3 総務部[防災班]職員 4 各部長

イ 参集体制（第1配備以降）

(ア) 参集、待機

町職員は、常に武力攻撃事態等の情報等に注意し、夜間、休日等の勤務時間外に鳥取県に武力攻撃が発生し、又は発生するおそれがあるときは、国民保護の初動対処に従事するため、次の区分に基づき自発的に参集、待機します。

職員の勤務所属	参集場所	担当業務
総務部[防災班]	対策本部	対策本部の開設 対策本部の通信連絡 その他
その他の職員で対策本部勤務者		
役場勤務者	当該職員が勤務する役場各課	課の応急対策業務
町の機関勤務者	当該職員が勤務する町の機関	町の機関の応急対策業務

注) 参集場所等を別に定めている課・機関を除きます。

消防団の参集については、消防団長の定めるところによります。

(イ) 参集の遅延

職員は、交通の途絶などにより参集場所に参集できない場合は、最寄りの町の機関等に参集の上、その旨を課長に報告します。

また、心身の故障、交通の途絶又は遮断、交通機関の事故その他やむを得ない事由により参集することができない場合には、これらの事由がなくなった後できる限り速やかに参集します。

(ロ) 自主参集

職員は、常に武力攻撃事態等の情報、兆候などに注意し、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、課長などからの連絡を待つことなく自主的に参集します。

3 県の対策本部等

対策本部は、国民保護措置が総合的に推進されるよう、国、県の対策本部及び関係機関と相互間の通信回線の構成、連絡員の派遣などにより、連携を推進します。

(1) 県の対策本部

ア 知事は、国から対策本部設置の指定を受けたときは、鳥取県国民保護対策本部を設置し、国民保護措置に従事する職員を配置することとされています（法27①）。

なお、県対策本部を設置する必要がある場合で、国による指定が行われない場合は、内

- 閣総理大臣に指定を要請することとされています（法 26①）。
- イ 県対策本部が設置される以前、又は、設置されない場合における国民保護措置については、県対策本部が設置された場合に準じて処理するものとされています。
 - ウ 県は、県対策本部に関する組織を整備し、県対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及びサービス等に関する基準を定めることとされています。
 - エ 県は、県対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、国（消防庁）にその旨を報告するとともに、関係機関に通知することとされています。
 - オ 県は、夜間休日等の勤務時間外の武力攻撃事態に備え、情報集約センターを設置して 24 時間即応体制を維持することとされています。

(2) 関係機関の国民保護措置実施体制

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関などは、国民保護措置を実施するために必要な体制を整備するとともに、国民保護に従事する職員の配置及びサービス基準を定めることとされています。

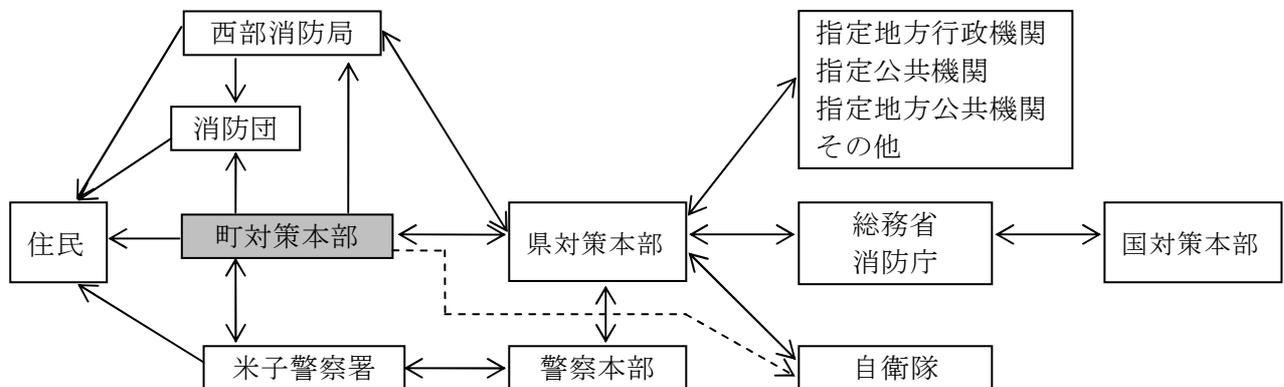
4 南部町緊急対処事態対策本部

南部町緊急対処事態対策本部については、「1 南部町国民保護対策本部」に準じます。この際、「南部町国民保護対策本部」を「南部町緊急対処事態対策本部」と読み替えます。

5 通信

(1) 通信連絡の系統図

町における通信連絡の系統図は以下のとおりです。



(2) 通信運用

対策本部の通信の運用管理は、事務局長が統括します。

各課長等は、対策本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制を確保します。

武力攻撃事態等が発生し、又は発生する恐れのある場合においては、本計画に沿って情報を伝達します。

町と県、西部消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系）を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行います。

また、総務部[防災班]は他の各課及び町の各機関に対しても、内線電話により情報の伝達及び送受信を行います。

ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線

又は非常通信により情報の伝達を行います。

(3) 通信組織の構成、維持、運営

通信組織は以下のとおり構成されます。各通信組織は相互に結合され、相互に通信することができます。

通信組織は以下のとおり各無線構成毎に維持、運営されています。

通信手段 ----- 通信組織	構 成	維持、運営
鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系） ----- 県内各機関	県と市町村・消防局及び陸上自衛隊など県内の関係機関を相互に結ぶ無線通信網で、地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系無線と、多重無線、有線回線等を使用した地上系無線で構成されています。	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括を行っています。
消防防災無線 ----- 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用して通信しています。	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営を行っています。
中央防災無線 ----- 国各省庁 指定公共機関 等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星通信回線を使用して通信しています。	内閣府が維持、運営を行っています。
水防道路無線 ----- 国土交通省	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用して通信しています。	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営を行っています。
地域衛星通信ネットワーク ----- 国各省庁 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った（財）自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、（財）自治体衛星通信機構との利用契約により通信を行います。	（財）自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成しています。また、各施設の維持等は宇宙通信株式会社、（財）自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っています。
非常通信 -----	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信を行います。	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営しています。

町は、情報伝達ルートが多ルート化や、衛星携帯電話、停電等に備えた非常用電源の確保、運用等を図ります。

(4) 通常時の情報伝達手段

通常時の情報伝達手段は、以下のとおりです。

通信手段	送受信先	情報送信	情報受信
鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系）	県総合事務所 市町村 消防局 県消防防災航空室 陸上自衛隊第8普通科連隊	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉 動画映像 準動画映像	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 動画映像 準動画映像
	県地方機関 防災関係機関	電話	電話
消防防災無線	消防庁	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉
	他都道府県		電話 ファクシミリ
中央防災無線	国各省庁 他都道府県 指定公共機関等	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
水防道路無線	国土交通省	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
地域衛星通信ネットワーク	消防庁 他都道府県（市町村、消防含む） 県東京事務所	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像
非常通信	<p>特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 加入電話又は電報（公衆通信設備）の優先使用（非常通話及び電話） 2 有線電気通信法に基づく通信設備の使用 		

(5) 非常通信

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めることとされています。

町長（総務部[防災班]）は、指導要員等の配置、通信統制等について県と連絡調整を行います。

また、特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。

ア 加入電話の優先利用

(7) 非常扱い通話、緊急扱い通話

通話内容	<p>武力攻撃その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話等については、他の通話に先だてて接続及び伝送を行います。</p> <p>① 非常扱い通話 地震、集中豪雨、台風などの非常事態が発生した場合、救援、交通、通信、電力の確保や秩序維持のため必要な事項を内容とする。</p> <p>② 緊急扱い通話 非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのため必要な事項を内容とする。</p>
非常通話等の取扱い	<p>あらかじめNTT西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとします。</p> <p>通話を請求するときは、「非常」等の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。</p>

イ その他の通信設備の利用

災害により、上記の通信システムを利用することが不可能なとき、又は著しい遅延等特別な理由により利用が困難なときには、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無線局を当該機関の職員を介して利用します。なお、非常通信協議会との連携に十分配慮します。

町長が行う警報の伝達等の場合	利用することができる機関	町長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合
<p>これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。</p>	<p>県防災行政無線設備 警察事務設備 消防事務設備 水防事務設備 航空保安事務設備 海上保安部事務設備 気象業務設備 鉄道事業設備 軌道事業設備 電気事業設備 鉱業設備 自衛隊設備</p> <p>NHK 山陰放送 日本海テレビ 山陰中央テレビ エフエム山陰 CATV</p>	<p>緊急を要する場合であり、必ずしも手続等の事前協議を必要としません。</p>

※ 国民保護措置の実施に急を要し、他の利用できる通信の途絶、通常の通信手段では間に合

わないなど他の方法では目的を達成できない場合に限りです。

ウ 移動通信機器等の借受

中国総合通信局においては、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む。）「災害対策用移動通信機器」を所有し、申出があった場合には迅速に貸出ができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話、MCA（移動無線）等の貸出の要請を行う体制の整備を行っています。

県及び市町村は、必要に応じこれらの機器の借受け申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりです。

	種類	貸与条件等	台数
中国総合通信局	NTTドコモ衛星携帯電話端末	機器貸与：無償 新規加入料：使用者負担 基本料・通話料：使用者負担	10台
	KDDIインマルサット・ミニM端末	機器貸与：無償 新規加入料：使用者負担 基本料・通話料：使用者負担	8台
	MCA・業務用トランシーバー（簡易無線局）	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	
KDDI中国総支社	携帯電話		20台
NTTドコモ	携帯電話（ムーバ）	iモード機能なし	100台

※電気通信事業者の貸し出し条件等は、各事業者の判断による。

町は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受けます。

第7章 その他

1 住民、事業所等の協力

国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためには、住民、自主防災組織、事業所等の理解と協力が不可欠です。

ここでは、住民等の協力と、避難の指示が発せられたときの期待される行動を示します。

(1) 住民の協力

住民は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、自発的意思に基づき、必要な協力を行うように努めることとされています。（法4）

町は、住民に協力を要請する場合は、協力する住民の安全確保に配慮します。

要請者	要請内容	備考
町長、知事	避難に関する訓練への参加（法42③） ・訓練に参加するか否かはあくまでも住民の自主的な意思による	
避難住民を誘導する者 避難住民の誘導を補助する者	避難住民の誘導の援助（法70。復帰の誘導を含む） ・町職員と一体となって避難住民の先導をすること ・移動中における食品等の配給の役割を担うこと ・高齢者、障害者、乳幼児等の避難を援助してもらうこと	損害補償
知事、県職員 ※救援を委任したときは町長、町職員	救援の援助（法80） ・二次災害の発生のある場所における被災者の捜索、救出等の援助については、要請しない。	損害補償
町長、町職員 消防吏員 知事、県職員 警察官等	消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助（法115） ・消火のための水の運搬 ・救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転 ・被災者の救助のための資機材の提供など	損害補償
町長、町職員 知事、県職員	住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助（法123） ・健康診断の実施 ・感染症の動向調査の実施 ・水道の検査の実施 ・防疫活動の実施 （感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助、臨時の予防接種のための会場設営等、防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために保健所や町が作成したパンフレットの配布） ・被災者の健康維持活動の実施 （栄養指導等の保健指導のために保健所や町が作成したパンフレットの配布、健康食品等の保健資材の配布等）	損害補償

(2) 公共的団体の協力

町内の公共的団体は町の国民保護措置に対する協力を努めることとされています。（法16③）

(3) 住民に期待する取組み

段階	期待する取組み
平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 食品、飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）3日分程度を備蓄し、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 4 家族で対応措置を話し合い、家族内の役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ定めます。 5 高齢者、障害者、乳幼児等がいる家庭では、情報伝達、避難などの方法をあらかじめ定めます。
警報発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 町からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努めます。 2 隣近所で互いに知らせあいます。 3 家族で集合場所、連絡方法などを確認します。 4 非常用持出用品を準備します。 5 必要以上の買い急ぎはしません。 6 幼児、児童生徒等が登園、登校している場合は、園、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。
避難の指示発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 町からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努めます。 2 避難については町の誘導に従い、勝手な行動は自粛します。 3 家を出る際は火の元、施錠を確認し、避難するときは落ち着いて行動します。 4 高齢者、障害者、乳幼児等の避難に留意し、必要に応じて補助します。 5 路上に駐車中の車両は速やかに駐車場、空き地に移動します。

(4) 自主防災組織等に期待する取組み

段階	期待する取組み
平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設、そこまでの経路を周知します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 役割分担を決めます。 5 国民保護についての普及啓発を行います。 6 地域内の高齢者、障害者、乳幼児等の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。
警報発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 町からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、避難活動を実施します
避難の指示発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 町からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、避難活動を実施します。 3 高齢者、障害者、乳幼児等の避難に留意し、必要に応じて補助します。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織が結成されていない地域にあつては、自治会等の組織が自主防災組織に準じた活動を行います。

(5) 事業所等に期待する取組み

段階	期待する取組み
平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 従業員の食品、飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）3日分程度を備蓄し、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 5 従業員で対応措置を話し合い、事業所内の役割分担、避難や連絡方法、来客等の避難誘導方法などをあらかじめ計画、周知します。 6 高齢者、障害者、乳幼児等がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ定めます。
警報発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 町からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努めます。 2 来客、来店者、観光客、従業員等に伝達します。 3 集合場所、連絡方法などを確認します。 4 非常用持出用品を準備します。 5 必要に応じ、災害防止措置を行います。
避難の指示発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 町からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努め、来客、来店者、観光客、従業員等に伝達します。 2 スーパー等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 来客、来店者、観光客の誘導を行います。 4 火気使用設備、危険物質取扱設備は原則、使用を中止します。 5 薬品、毒物、劇物等危険物質の流出、漏えい防止措置を行います。 6 高齢者、障害者、乳幼児等の従業員・来客等の避難に留意し、必要に応じて補助します。

(6) 住民、事業所等の協力等に係る注意事項

住民、事業所等に協力等を求める際には、強制（事実上の強制を含む。）にわたることがないように十分配慮します。

2 普及啓発

国民保護措置の実施にあたっては住民、消防団や自主防災組織等の理解と自発的協力が重要です。

そのため、町（総務部[防災班、広報班]）は平素から説明会の開催やパンフレットの配布を通じて、住民等への普及啓発に努めます。

(1) 住民への普及啓発

ア 普及啓発の種類、内容

- (ア) 国民保護法の普及啓発
- (イ) 国際人道法、有事における民間人の保護の普及啓発
- (ウ) 町、県、その他関係機関の役割の普及啓発
- (エ) 避難施設、集合施設の周知
- (オ) 武力攻撃災害及びその兆候等の発生時における個人の緊急時対応行動の普及啓発
- (カ) 警報、緊急通報等の普及啓発
- (キ) 国民保護措置における強制措置（罰則を含む。）及び任意の協力に限られる事項
- (ク) 国民保護における基本的人権の尊重、権利侵害に対する救済措置など

イ 普及啓発の方法

- (フ) 国民保護訓練の実施と住民への参加要請
- (イ) 国民保護フォーラムの実施等
- (ウ) 小冊子、パンフレット等の作成と配布
- (エ) 住民説明会などの開催
- (オ) 町報、ホームページなどによる情報の提供

ウ 普及啓発に係る留意事項

- (ア) 防災危機管理に関する普及啓発との連携

防災危機管理の一環として国民保護の普及啓発を行う際には、併せて広く住民の意見を聴き、また、住民の思想信条の自由を尊重するとともに、自然災害等との類似点、違いなどに留意します。

(2) 自主防災組織への支援

町長（総務部[防災班]）は、県の協力を得て、自主防災組織の整備充実、地域住民の防災意識の高揚及び災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制の整備を支援します。

この際、住民の自治及び自主防災組織の自主性を尊重します。

整備	<p>1 町長（総務部[防災班]）は自主防災組織の結成に努めるとともに、これらの円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めます。</p> <p>また、災害発生後の要救助者の救出、初期消火等については自主防災組織の活動に期待されるところが大きいため、住民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得・体得に努めます。</p> <p>2 自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、自治会等を基盤として自主防災組織を確立します。</p> <p>また、町長（総務部[防災班]）は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図ります。</p>
編成	<p>1 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられます。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報班 ② 救助班 ③ 消火班 ④ 避難住民誘導班 ⑤ 救護班 ⑥ 給食・給水班 <p>2 組織の編成に当たっては、次の点に注意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 活動班員については、特定の地域の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例：消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班など）組織の活動に実効性を持たせます。 ② 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務して活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織を編成します。 ③ 女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組みます。

活動 内容	1 防災に関する知識の習得、向上 2 地域における危険箇所の把握及び認識（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等） 3 地域における避難経路や消防防災施設等の把握及び広報 4 地域における情報収集・伝達体制の確認 5 集合施設・避難施設・臨時医療施設の確認 6 防災訓練（要救助者の救出、初期消火訓練を含む）の実施
----------	---

(3) ボランティアへの支援

ア ボランティアネットワークなど

町長（福祉部[ボランティア班]）は、平素から町内におけるボランティアのネットワークを築き、ボランティア等に関する情報交換、より効果的な連携のための体制づくりなどを推進します。

また、災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものですが、活動内容が多岐にわたり膨大で、ニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、特定分野においては、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターの設置や組織化などを実施します。

この際ボランティアの自主性を尊重します。

イ 協定、訓練

町長（総務部[防災班]）は、必要に応じてボランティア団体などと協定等を締結し、訓練等を共同して行います。

ウ 有資格者の事前登録

町長（福祉部[ボランティア班]）は、ボランティアのうち、一定の知識、経験、特定の資格を必要とするものについて、平素からあらかじめ登録します。

なお、医療救護ボランティアについては、県で一元的に登録することとされています。

3 国民保護訓練

(1) 訓練の目的

ア 国民保護に係る各種計画、マニュアルなどの検証、修正

イ 警報等の各種情報の確実な伝達体制、機器等の確認

ウ 住民に対する国民保護の普及啓発

(2) 訓練の要領

ア 訓練は、段階的かつ計画的に実施します。

イ 訓練は、実施に当たっては適切な管理を行います。

ウ このため、あらかじめ町の能力を的確に把握し、適切な計画を作成し、綿密な準備を行うとともに、訓練環境を整備して効率的に訓練を実施し、訓練後は訓練結果を適正に評価して、次の訓練に反映させます。

エ 訓練の実施に当たっては、創意と工夫をこらし、実践的な訓練を行います。

(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項

ア 関係機関との連携

イ 防災訓練との連携

防災訓練と共通する内容について、連携に配慮します。

ウ 参加者の安全についての配慮（参加住民へのボランティア保険の付保など）

エ 住民等の自発的参加（協力）

住民等に対し、自発的な意思による参加、協力などを呼びかけます。この際、訓練の内容について説明を行うとともに、参加、協力が強制（事実上の強制を含む。）にわたることがないように十分に配慮します。

(4) 訓練の項目等

ア 町が実施する訓練

警報発令時等において、町が行う避難住民の誘導が的確かつ迅速に行われるように訓練します。

このため、あらかじめ必要な組織及び避難実施要領のパターンを定めます。

(ア) 訓練項目

- a 非常参集訓練
- b 対策本部運営訓練
- c 情報伝達訓練
- d 現地訓練
- e 高齢者、障害者、乳幼児等の避難訓練

(イ) 参加機関

- a 町
- b 地域住民（自主的参加）
- c 県
- d 消防
- e 警察
- f 自衛隊

イ 他機関が実施する訓練への協力、参加など

町は、必要に応じ他機関が実施する訓練へ協力し、または参加します。

区分	機関	内 容
国民保護総合訓練	県	<p>警報発令時等において、県・市町村及びその他の関係機関がとる国民保護措置が的確かつ迅速に行えるよう、住民等の協力を得て訓練を実施することとされています。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常参集訓練 ② 対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練（避難、救援、武力攻撃災害の最小化） <p>2 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県各部局 ② 市町村 ③ 警察 ④ 消防 ⑤ 自衛隊 ⑥ 指定地方行政機関 ⑦ 指定地方公共機関 ⑧ 住民（自主的参加） <p>3 訓練実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 図上訓練 ② 実働訓練

<p>(参考) 警察訓練</p>	<p>県警察</p>	<p>県警察は、武力攻撃事態における国民保護措置に万全を期すため、次により訓練を実施することとされています。</p> <p>1 訓練種別</p> <p>① 関係機関・住民等との総合訓練</p> <p>② 警察独自訓練</p> <p>2 訓練項目</p> <p>① 情報収集・伝達訓練</p> <p>② 職員召集訓練</p> <p>③ 警察本部等設置・運用訓練</p> <p>④ 部隊編成・配備運用訓練</p> <p>⑤ 避難住民の誘導訓練</p> <p>⑥ 救出救助訓練</p> <p>⑦ 交通対策訓練</p> <p>⑧ 通信・広報訓練</p> <p>⑨ 装備資機材操作訓練</p> <p>3 実施回数</p> <p>前記1の訓練については、随時、各訓練項目を組み合わせるなどして積極的に実施し、訓練場所、参加人員等はその都度決定します。</p>
<p>(参考) 消防訓練</p>	<p>各消防局</p>	<p>警報発令時における的確かつ迅速な国民保護体制の確立を図るため、次により訓練を行うこととされています。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>① 非常召集命令伝達訓練</p> <p>② 参集訓練</p> <p>③ 初動措置訓練</p> <p>④ 情報収集訓練</p> <p>⑤ 本部等運営訓練</p> <p>⑥ 通信運用訓練</p> <p>⑦ 部隊編成及び部隊運用訓練</p> <p>⑧ 消防団との連携訓練</p> <p>⑨ 各種計画等の検証</p> <p>2 参加機関</p> <p>① 消防団</p> <p>② その他関係機関</p> <p>3 実施回数等</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。</p>
<p>医療</p>		<p>警報発令時等において、的確かつ迅速な医療の提供を行うため、訓練を実施します。</p> <p>① 情報の収集・伝達訓練</p> <p>② 医療救護班等の編成</p> <p>③ 病院施設、設備及び防災資機材等の点検</p> <p>④ 入院患者搬送訓練</p> <p>⑤ その他必要な訓練</p>

その他	<p>関係機関が連携し、警報発令時等において、国民保護措置を実施するために必要な訓練を実施します。</p> <p>① 情報の収集伝達訓練</p> <p>② 通信訓練 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を実施します。</p> <p>③ 応急対策</p> <p>④ 避難及び救護 関係機関と連携して、それぞれの計画に基づく避難住民の誘導を円滑に行うため、避難、救護訓練を実施します。 ・ 集合施設、避難施設、避難経路等の確認 ・ 避難所、臨時医療施設等の開設 ・ 警報、避難の指示等の伝達 ・ 避難住民の誘導など</p> <p>⑤ 対策本部運営訓練 武力攻撃（予測）事態、緊急処理事態発生時における対策本部の設置、職員の動員配置、情報収集、分析などの運営等の訓練を実施します。</p> <p>⑥ 機能別訓練 N B C R 災害等に対処し、被害を最小限に食い止めるため、関係機関と連携して、情報伝達、救出、救助、物資特定、除染、医療救護などの訓練を実施します。</p> <p>⑦ 個人防護訓練 N B C R 災害等に対する防護訓練を行います。</p> <p>⑧ 国民保護措置に際しての権限及び基本的人権の尊重など基本方針</p> <p>⑨ その他必要な訓練 国及び県等の地方公共団体が主催する総合訓練に積極的に参加し、これに協力します。</p>
-----	--

(5) 職員の研修、教育

ア 町は、防災、国民保護等に必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。

イ 町長（総務部[防災班]）は、一般職員についても防災危機管理について必要な知識の研修、教育に努めます。防災危機管理の一環として国民保護の研修、教育を行う際には、職員の思想信条の自由を尊重するとともに、自然災害等との類似点、違いなどに留意します。

4 文化財の保護

(1) 町指定文化財の保護

町（教育部）は、武力攻撃（予測）事態及びその兆候があるときは、速やかに町指定文化財の所有者等と連絡し、文化財の保護に努めます。

(2) 国、県指定文化財の保護の支援

町（教育部）は、武力攻撃（予測）事態及びその兆候があるときは、県（教育委員会）などが実施する国、県指定文化財の保護を支援します。

5 赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

国際人道法で定められた赤十字標章等や特殊標章等を活用することにより、武力攻撃事態等において、国民の保護のために重要な役割を担う医療関係者や国民保護法に規定された「国民の保護のための措置」を行う者などを武力攻撃から保護します。

ア 特殊標章等の交付

町長（総務部[防災班]）は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続き及び町の要綱にしたがって、特殊標章等及び身分証明書を交付し、使用させます。

イ 赤十字標章等の交付申請

町長（福祉部[福祉班]）は、町立病院などで医療に従事する要員や医療のために使用される場所等の赤十字標章等の使用について県（福祉保健部）に連絡します。

(2) 赤十字標章等及び特殊標章等

ア 種類

特殊標章等の種類		許可・交付権者	対象者
特殊標章等	特殊標章 身分証明書	町長（総務部 [防災班]） 知事 警察本部長 消防局長 水防管理者	（交付） 職員 水防団長、水防団員
		知事	（許可）指定地方公共機関
赤十字標章等	赤十字標章 特殊信号（青色のせん光灯） 身分証明書	知事	医療機関 医療関係者 救援の委託業者

イ 赤十字標章等（法 157）

(ア) 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる。）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も 1980 年以降使用していません。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものです。



(イ) 特殊信号

第一追加議定書第 8 条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）

(ウ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

(エ) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

イ 特殊標章等（法 158）

(ア) 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される特殊標章

(イ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

(ウ) 識別対象

国民保護関係者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等

(エ) 交付及び管理

町長は、国の定める特殊標章の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、管理台帳等により管理します。

a 国民保護措置に係る職務を行う町の職員

b 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

c 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

町長（総務部[防災班]、福祉部[福祉班]）は、これらの標章等について、武力攻撃事態等においてみだりに用いないよう指導します。そのためこれらの標章等の使用の意義等について、あらかじめ普及啓発に努めます。

添付書類	別紙第 1 「情報計画」
	別紙第 2 「平素の段階の計画」
	別紙第 3 「緊急避難段階の計画」
	別紙第 4 「避難準備段階の計画」
	別紙第 5 「避難段階の計画」
	別紙第 6 「避難生活段階の計画」
	別紙第 7 「復帰段階の計画」
	別紙第 8 「生活再建段階の計画」
	別紙第 9 「避難受入段階の計画」